

## 高島進教授の社会福祉研究の歩み

伊藤 文人

### 目次

#### はじめに

1. 高島進教授の生い立ちと社会福祉との出会い
  2. 社会福祉研究との出会い——東京大学セツルメントでの活動からの覚醒
  3. 社会福祉研究者高島進の誕生——赴任から1960年代の研究活動
  4. 「社会福祉三段階発展論」の提起——1970年代の社会福祉研究
  5. 批判的福祉政策論の積極的展開——1980年代の社会福祉研究
  6. 社会福祉の国際比較研究・ソーシャルワーク論への言及——21世紀への社会福祉を展望して
- むすびにかえて

高島進教授略年譜・業績一覧

#### はじめに

高島進教授は1956年（昭和31年）に本学の前身である中部社会事業短期大学（翌年4年制に改組し、日本福祉大学と改称）に赴任されて以来、47年間の長きに渡り本学一筋に奉職を重ねられた。この間、教授は常に本学の教学の中心的なリーダーとして、社会福祉学部および大学院社会福祉学研究科の教育・研究改革を牽引され、私たち後進の育成に尽くされてきた。本学は社会福祉学において常に時代の先端を切り拓く努力を続けてきたことは自他ともに認められるところである。それも、教授が常日頃から本学の建学精神を基礎に据えながら、自らの教学努力を怠らず絶えず精進されてきたからに他ならず、本学のいわば顔として社会福祉学会（界）の重責を担われてきたことによっているからと言えよう。教授の教学姿勢は、教授が常日頃から口にされてきた「科学とヒューマニズム」「勤労者の立場から社会福祉の明日を展望していくこと」と密接に関わっており、その軌跡は、戦後の社会福祉および社会福祉教育と密接な関連を持っていることは言うまでもない。またそのことは全国的にも意義を持つものであるといえよう。こうしたことにとどまらず、教授は社会福祉の研究面においても戦後の歴史にそれぬきには発展を語る事ができない重要な業績を残された。いま、教授が本学を退職されるにあたって、後学である私

たちは一体教授の社会福祉研究・教育上の貢献をどう理解し、深めそれを更に発展させて行くべきであろうか。教授は現在も関西国際大学で社会福祉原論担当として教鞭を執られながら積極的に社会福祉研究を継続されご活躍の最中にあり、完結した過去の存在ではない。しかし、定年により本学を去られた機会に、教授から深い学恩を受けてきたひとりとして、社会福祉研究における教授の貢献を紹介・整理し、一定の評価を与えていくことは、今後の私たちの受け継ぐべき諸課題を明らかにしていくためにも許されることであろう。

教授は東京に生を受けられ、東京大学文学部西洋史学科で初めはフランス革命史を専攻された。これは教授の問題意識として、戦後の日本の課題が民主主義の再構築にあったためだといわれる。その過程で東京大学セツルメントのセツラーとして貧困問題に取り組みながら、教授ご自身の家庭経験から貧困の非人間的側面をどのように克服していくことができるかについて深く考えられたという。そこから卒業論文に、当時比較的新しい分野であった社会保障を選択され、その先駆としてのイギリス社会保障の成立過程に関する歴史論文を執筆されたことが教授をして社会福祉(学)の世界に入られる契機となった。以後、故浦辺史教授や吉田久一教授からも示唆を受けつつ、文字通り深い歴史意識と高い人権意識に支えられた理論的・実証的な学問を比較的若い社会福祉領域において追求されてきた。言い換えれば、社会福祉学は戦後日本とともにあり、その過程と教授の歩みは同一線上にあった。つまり、教授はご自身が比較のお若いときに、社会福祉学を構想する第一線を開拓されてきた方であったのである。

この過程で教授が生み出された業績は、巻末の業績リストが示すように膨大な数に上っている。それらは、社会福祉の個別的歴史研究にとどまらず、比較的若いこの学問分野において、まず鳥瞰図的な展開をまとめるものとして、「社会福祉の通史的研究」を確立された。教授は社会福祉教育の骨格をまず固めることから、基盤となる社会福祉の歴史的展開を通史として提起されたが、それは教授がまだ30歳の頃の話である。この通史的研究はそれ以後の社会福祉研究の広がりや基盤としては、唯一といってよいほどの先駆的業績であった。またその研究から社会福祉発展の法則性を看取され、「社会福祉の三段階発展論」を提起されてきた。教授はまた歴史研究と理論研究の相互補完性から「新政策論」あるいは「運動論」という一潮流を積極的に提示され学界に問うてこられ、戦後の社会福祉理論研究にも尽力されてこられた。更に、社会福祉の国際比較研究、批判的福祉政策論、地方自治と社会福祉や社会福祉労働者論などに問題関心を広げ、その解決策を政策論をあわせながら提示しようと努力を重ねられてきた。しかも教授は、単に一科学者として社会福祉や関連領域にかかわる問題を歴史的・原理的に考察されるばかりでなく、社会に対する責任を果たすために進んで社会福祉の利用者や労働者の側に立って運動団体や研究団体を組織され、世論を喚起しながら内外の研究者や市民団体と活動の発展に寄与されてきた。これは例えば、臨調「行革」路線が露骨に政府によって推し進められ始めた1980年代半ばに、社会福祉や社会保障研究者や現場の方々と結成された『社会福祉研究シンポジウム』(いわゆる「危機シンポ」)のこと。その精神は、現在『社会福祉研究交流集会』に受け継がれている)や1963年に本学内で成立して現在も活動を続ける日本福祉大学社会福祉学会(通称学内学会)で

のそれなどを想起することができよう。

このため教授の研究姿勢は、極めて勤労者および福祉労働者との協同作業を通じて達成されたものが多いと評価できるものであり、歴史や理論研究を出発点としながらも、実践的なものとなっている。その意味では教授は単なる歴史家でも理論家でもない。教授の研究の多くは、社会福祉の歴史研究、理論研究、政策批判研究、国際比較研究という領域にあるが、そこには常に勤労者の生活実態や社会福祉労働者の置かれた現状分析が含まれており、現場からのフィードバックを常に摂取しながらご自身の研究を発展させてきたという経緯が看取できる。本稿では、以上のような問題意識のうえに、教授の幼少の頃からの経歴と活動を概観しながら、教授の研究について触れていくことにしたい<sup>(1)</sup>。

## 1. 高島進教授の生い立ちと社会福祉との出会い

高島教授は1933年（昭和8年）3月東京都日本橋区馬喰（ばくろう）町に高島力之助・ふさ夫妻の三男として生まれた。実家はブリキ屋であり、教授の祖父の代には職人を10名ほど使用しながら繁盛していたといわれる。これは関東大震災後に庶民の多くがブリキで屋根を葺いたためであった。教授の祖父はニコライ堂を葺いたことでモニュメントが記されている。しかし教授が誕生した頃は、世は1929年の世界大恐慌の余波を受けて昭和恐慌の真っ只中にあり、新規に庶民が住宅を建設することも少ないため、家業は傾きつつあり、幼心にも教授はすでに貧乏の惨めさを感じたといわれる。教授が貧乏を体感したエピソードは多々あったらしいが、当時住んでいた町が問屋街のはずれでもあり、多くの級友は裕福な御曹司たちであったため、教授の実家では手に入れることができない高級な食材や衣服などを目の当たりにしたためという。日本が太平洋戦争に突入していく直前の1940年に日本橋区立千代田小学校（41年より国民学校）に入学した教授は、両親や上の姉兄の苦労を垣間見ながら小学校時代を戦争とともに過ごすことになる。敗戦間際の1945年（昭和20年）3月に米軍による東京大空襲が起こるが、教授はこのとき、すぐ下の妹とともに埼玉県秩父地方へ学童疎開し、地元の寺院で起床生活を送った。その後、空襲で家財をすべて失い焼け出された一家は母方の生家のある千葉県市川市へ身を寄せることになる。蔵や田畑を借り、芋や豆を栽培されたり、鑄掛屋などを営みながら物資不足の敗戦直後を一家で力を合わせて生きてこられた。この間、教授の一番上の兄上（高島家の長男）は、すでに皇室関係から奨学金をもらい、芝浦工大の前身である同専門学校で勉学に励み、兵役を免除され、中島航空機（現在の富士重工株式会社のこと）の研究所で働かれていたが、東京大空襲の後、東條英樹を叱責する電話を直接東條に送りつけるという破天荒な事柄を行った。これがもとで彼は憲兵に逮捕され（治安維持法違反と思われる）、精神病院に収容されてしまった。東京に戻られた教授やその他の兄弟姉妹が見舞いに行くと、生の大根をかじっていたという。戦前の天皇制絶対主義、ファシズム下では当然軍部を批判することなど許されたものではなく、また精神病院に収容されるという意味は、同じ境遇にあった精神病患者、障害者、伝染病患者と同様、戦時労働力ない

し兵力に資するわけでないとの判断から、厚生事業の対象にすらならず、冗費という扱いであったことは言うまでもない。この後、この教授の兄は、栄養失調から敗血症に罹患し終戦を待たずに亡くなった。この経験が思春期を迎えようとする教授にとって、自由と民主主義の積極的な意味を身体的に理解するには十分過ぎる強烈な体験であったと言い過ぎてもおかしくないであろう。

東京に戻られた教授は、すでに1945年（昭和20年）4月に都立九段中学に入学されていたが、そこで教授はある意味で社会福祉との出会いを持っている。教授は幼い頃に小児麻痺を患っていたため、当時から松葉杖をつかなければ生活ができない状態にあった。しかし戦争時には国民学校においては、特に男子学生に対しては教練というものが必須科目であったため、障害を持った教授にとっては大きな壁になっていた。幸いにも九段中学は教授が入学する前年に障害特殊学級を開設していたこともあり、そのお陰で教授は教育を受けることができたのであった。身体が自由にならない状態で自らの人生を切り拓いていくには、勉強していくしかないと自覚し、また向学心旺盛、学力優秀の教授にとってこの九段中学入学は大きな糧となった。また教育や社会福祉の人間発達に対する貢献を身体的に理解する一助となったといえよう。年齢的な意味で戦後の民主化過程を理論的に把握できるまでには至らなかったものの、戦前の教育との大きな違いは、新憲法発布で保障された体系のなかで教授の人生に大きな影響を与えた。身体的にはあるが、ただただ自由が保障されている社会がいかに大切かを学ばれたといわれる。これは戦前のまったく自由を許されなかった社会を幼いながらも過ごされた教授の世代にとっては大きな変化であったに違いない。

大学入学までの6年間、比較的自由な校風のなかで過ごされた教授は、1951年（昭和26年）4月東京大学教養学部文科二類（文学部西洋史学科）へ入学される。もともと自然科学系であった教授は当然その専門課程を選択しようと考えられていたようであるが、松葉杖をついたままでは実験ができない現実にあふつかった。このため文系に転向したのであった。しかし教授に言わせれば、法学部は国家官僚になるということで教授の性格に合わず、経済学部も官僚的経済人になるので面白くない。残るは教育学部と文学部であるが、教師になるような人格者でもなく、文学部をいわば消去法で選択した。とはいうものの、文学的素養もないので、最後に残ったのが歴史学科であったという意味では、あまり主体性はなかったと述懐されている。歴史を専攻した理由は、それでも戦後の日本の民主化・近代化の原点を考えるために民主主義の原点とされるフランス革命史の研究をする必要性を感じたからであったという<sup>(1)</sup>。

## 2. 社会福祉研究との出会い——東京大学セツルメントでの活動とそこからの覚醒

さて、東京大学に進学するものの、歴史研究を追求しようとする教授にとって立ちはだかったのは時間的・金銭的余裕というものであった。当時東大で西洋史を教えていた林健太郎氏が教授たちに堂々と述べたところによれば、歴史研究をやるには金も暇もなくては大成しない、ということであった。フランス革命史を志した教授ではあったが、事実当時東大の学費が3600円の時

に、コア・テキストが3000円以上もしたのであった。他方で、教授の学友は、たっぷり仕送りを実家からもらいながら研究に専念できたこともあり、とても追いつけないと自覚されたという。教授の家庭事情は当然このような裕福で余裕のある研究生生活を許してもらえるはずもなく、家庭教師のかけもちで学費と生活費を稼ぎながらの大学生活でもあった。

幼少から貧乏を間近で感じながら生活し、貧乏の惨めさを経験してきた教授にとって、ただ単に象牙の塔に籠もって資料をめくる研究では、現実の貧乏をなくすことはできないと感じられるものだった。貧乏をなくしていくには、貧乏が生産される構造や貧乏とされる人々がどのような生活を送っているのかを自分の目で確かめながら追究していかななくてはならない、と考えられた教授は、社会学者の北川隆吉氏の言葉（「まさに大根が一本いくらで売られているか、庶民の生活実態を知ることなしに、貧乏を語ることはできない」という主旨のアジテーション）に釣られて、そのまま東京大学セツルメント（以下東大セツルと略す）の道に自然に入っていくようになった。

東大セツルは、教授によれば、いわゆる大正デモクラシー運動が高揚した時期に端を発して成立した経緯を持っていた。当時は当然ながら帝国大学制であったので帝大セツルメント（以下帝大セツルと略す）と呼ばれていた。帝大セツルは大正13年（1923年）に開設されたが、その直接の発端は、「関東大震災に活躍した帝大学生救護団を母胎としてい」<sup>(1)</sup>たものである。当時学生団体の一部は軍国主義との闘いに身を投じていたが、「……学生運動こそが、震災と云う偶然を契機にセツルメントを生み出したのであり、[それは - 引用者] まことに歴史の作り出す皮肉と云うべきであ」<sup>(2)</sup>ったというのが教授の評価である。なぜなら、学生セツルメント運動は賀川乙彦の影響を受けた学生が全国水平社結成とも相まっていわゆる被差別部落に『ルンビニ学園』を開いたこととも日本においては関わっていたからでもあった。従って「セツルメント自体は云う迄もなく民主主義的な学生、インテリの運動であったが、セツラーの多くはロシア革命とコムニズムにその指導理念を基礎に置いていた」<sup>(3)</sup>ため、「学生を更に深く国民大衆に結びつけることになった」<sup>(4)</sup>という日本的事情もあったからである。

さて、戦後の東大セツルはどのような団体であり、戦前からの遺産をどう引き継いでいたのだろうか、また教授はどのような活動を送っていたのかを簡単にみてみよう。

帝大セツルがファシズム下で断絶した後、同団体は昭和24年（1949年）キティー台風を機に東大セツルとして再建される。東大セツルは3つのスローガン（1. 真の科学の再建のために、2. 大衆の生活を守ろう、3. 平和こそ生活と健康を守る）を掲げ、亀有、川崎、菊坂、北町にそれぞれ拠点を持って活動を再開した<sup>(5)</sup>。

戦後の日本の民主化が、たとえ不十分なものであれ、帝大セツルと東大セツルの性格に断絶的側面を加えたことも大きいといわねばならないだろう。教授によれば戦前に比して「戦後の民主主義の発展は自主的な生活擁護運動を各地で、各種の形態で生み出しており、セツルメントはそれらの経験を豊富に学びうる位置にあった」<sup>(6)</sup>というものであったからである。

教授は東大セツルに在籍以降、居住地の関係から亀有の活動拠点に派遣されていた。主に児童

に勉強を教えることが教授の役目の中心であったのだが、活動拠点まで毎回30分も寒風にさらされて通うことは障害を負っている教授にはなかなか困難なことであった。また逆説的なことでもあったのだろうが、教授が教えていた児童の家庭事情と教授ご自身の実家の事情が貧乏という点でなにも変わらないことにも驚いたといわれる。活動拠点までは徒歩で行かねばならず、セツラーである教授の家庭事情と貧困世帯が身体的なレベルでも客観的なレベルでもさほど変わらないことを実感した教授は、一時期東大セツルから離れようとしたこともあったらしい。しかし、幸い医療班に所属する医学部の学生が学用患者として教授の足の手術を請け負ってくれたことにより、医療費の心配をせずにこの手術を受けることができたという。この手術のお陰で教授は松葉杖から解放され、ステッキで歩行が可能になり、更に定期的にセツルの仲間が痛み止めなどの訪問診療を施してくれたことが教授をして、またしても福祉や医療の意義を深く理解する契機となった<sup>(7)</sup>。

教授は在学中東大セツルの活動を続けたが、同時に貧困の社会科学的解明の必要性を痛感し、貧困解決のため社会保障について興味・関心を抱かれた。当時、東大セツルの中央書記を務めていた教授は、社会政策研究における大河内一男氏らの研究業績を垣間見つつ、吉田秀夫氏の法政大学における社会保障論講義を聴講して、イギリスにおける社会保障の歴史の変遷を学ばれた。吉田秀夫氏は周知のとおり、社会保障制度審議会のメンバーであり、実質的にいわゆる『50年勸告』を作成した人として知られている。資金難に陥りがちであった東大セツルを支えるために教授は他のセツラーと同様に活動資金獲得のために奔走していたが、その主要な仕事は「OS(オールド・セツラー)から金をせびること」<sup>(8)</sup>でもあった。吉田氏は東大セツル出身、つまりOSでもあったため、この過程で教授は吉田氏に出会ったのであった。

吉田秀夫氏との出会いで更に社会保障への関心を掻き立てられた教授にも卒業の季節が迫っていた。日本資本主義は戦後の廃墟の中からアメリカの援助と朝鮮戦争による特需景気によってその生命を復活しつつあったものの、国民生活はそれほど改善されていたわけではなかった。無論、朝鮮戦争の特需が終わったため日本列島は不況の波に襲われていた(戦後の日本経済史を紐解けば、1954年から57年はいわゆる「神武景気」と位置づけられているが、教授にとっては不況感の方が強かったのであるだろうか?)。教授は、「高校の先生にでもなればよいと思っていた方で」<sup>(9)</sup>と述懐されていたように(教職の免状はこの発言から持っていたのであろう)、高等学校の教員にでもなればよいと考えていたようである。しかし大学へ求人として来るものは、青森・山形・岩手など東北地方のそればかりであった。ステッキで歩行ができるまでにはなっていたものの、雪が多い地方に就職することは教授にとって困難この上ないことであった。就職先がこのように限定的なものであったため、教授は大学院進学へと方向転換をすることに決め、大河内一男氏や氏原正治郎氏を中心とする東大の社会政策研究科へ進学することを一旦は決意する。一次試験は突破したが、二次試験の面接試験で、氏原氏に西洋史を専攻したものがどうして社会政策研究をするのか、と問われたという。

大学院入試の結果が出るまでの間に、教授の転機がまたも訪れた。東大セツルの先輩であった

故筆法和幸氏が先に中部社会事業短期大学に就職していたため、学卒でも将来性ある者は採用するから来ないか、と誘ってもらったのであった。教授はすでにイギリスにおける社会保障成立史に関する論文を卒論として執筆されていたが、それが高く評価され、中部社会事業短期大学に助手として採用されることになったのであった。採用面接に当たって「勇んで」<sup>(10)</sup>名古屋に行った教授であったが、杣中（いりなか）にあったキャンパス（名古屋市昭和区滝川町）は極端に狭く、田舎の分校のような木造校舎があるだけであり、隣にある聖霊病院の立派な建物を大学の校舎と間違えて入っていったという面白いエピソードがある。ところで本学の前身である中部社会事業短期大学は、占領軍総司令部（GHQ）の奨励によって設立された日本社会事業学校（現日本社会事業大学）、大阪社会事業短期大学（現大阪府立大学社会福祉学部）の次に設立された社会事業に関する単科短期大学（ただし私立である）であったことは周知のことである。設立当初の教員構成では社会事業の関連領域である医学や心理学領域では、少なくとも大学院修士課程を修了した者が採用されたが、当然のことながら福祉プロパーが極端に少ないという事情もあって、教授はその将来性を買われて採用されたのであった<sup>(11)</sup>。

### 3. 社会福祉研究者高島進の誕生 —— 赴任から 1960 年代までの研究活動

本学は教授が採用される 3 年前に設立されたが、創立期のメンバーとして、福祉プロパーとしては、故浅賀ふさ氏（医療社会事業論）、故浦辺史氏（保育論）、故岸勇氏（公的扶助論）、今岡健一郎氏（社会事業史）、三浦文夫氏（社会学・社会調査論）、土方康夫氏（保育論）などがおり、関連領域（こちらの方が当然ながら遥かに多かった）として、松村常雄氏（精神医学）、秦安雄氏（教育心理）、山田順一氏（社会教育）らがいた。後者については、秦安雄氏が述べているように「発足当時の中部社会事業短期大学（日本福祉大学の前身）は、スタッフからして名古屋大学の分校のような側面がありました」<sup>(12)</sup>と言っているように、名古屋大学からの支援が大きかった。

教授は、助手として比較的自由な時間を過ごされたようであった。教授は同時に赴任した浦辺史氏より、西洋史出身ということもあって、まずイギリス救貧法史研究を行うように示唆を受けることになった。そこで教授は、大学の許しを経て、イギリス救貧法史の内容を検討すべく母校東大へ行くことになる。当時イギリス救貧法研究といえば、ウェッブ夫妻の『イギリス救貧法史』の検討が欠かせないものであった。しかし、ウェッブの原著は当時東大、早稲田、一橋の図書館にしかなかった。幸い、教授は東大出身であったので母校の図書館に数ヶ月通うことにし、ウェッブの救貧法史の解題を実施した。また、同じく浦辺氏からの示唆を受けて、日本社会事業史研究の旗手と認められていた吉田久一氏に連絡を取るよういわれ、飛び込みで研究指導を受けるために東京を訪れた。このときに教授は、同じように吉田久一氏を訪れた一番ヶ瀬康子氏に初めて出会っている。吉田久一氏の指導により、一番ヶ瀬氏とともに事務局を担当し、「近代社会事業研究会」（社会事業史研究会：現社会事業史学会の前身）に参加していくことになった。

「近代社会事業研究会」には、当時の社会事業研究の第一線を牽引した研究者が集っていた。日本社会事業大学（1958年に4年制へ昇格）を中心に、小川政亮氏（社会保障法）、鷲谷善教氏（児童福祉論）、木田徹郎氏（ケースワーク論）、小川利夫氏（社会教育）、窪田暁子氏（グループワーク論）などのメンバーが理論、実証、政策動向分析を問わず、毎月一度東京で活発な議論を重ねていた。教授は東大図書館でウェブの解題を行いながらその成果を研究会で発表していった。

1950年代は、研究面でいえば、いわゆる「社会福祉本質論争」などが行われ、特に戦前の社会事業と社会福祉の関係性などが問題となったことは周知のことである。社会福祉という用語はまだ一般的ではなかったためである。

このように社会事業・社会福祉に関する、戦後の新しい研究が活発化するなかで、教授は自身の専門領域である社会福祉の歴史研究を開拓し始めたのであった。先のウェブ解題の成果は、『講座社会保障』（至誠堂、1959年）に「イギリス 救貧法」として日の目を見るのである。当時、社会政策研究、社会保障研究においては断片的な成果はあったものの、イギリス救貧法の誕生から消滅までを通史的にまとめた成果は皆無に近く、この成果は短いながらも教授の社会福祉史研究の基盤にとっても画期的なものとして位置づけられる。救貧法が消滅して国家扶助法が制定されるが、その性格は「生存権の保障をたてまえとすべきものであ」<sup>(2)</sup>った、というのが教授の評価であり、国家扶助法の源泉は、救貧法というよりかは両大戦間期に成立した失業扶助法にあることを示されている。この点は、教授が後々提起される「社会福祉の三段階発展論」に通じるものがある。言い換えれば、ここに社会福祉発展と権利性に関わる質的变化の重要性を意識的に展開するという教授の研究姿勢が看取できるのである。それは社会事業と社会福祉の概念的区別をする際にも必要な理論的認識であったといえよう。

その後教授の活動は、助手ということもあって、研究に専念できる時期がしばらく継続するわけだが、ただし教授も認めるように、戦後の日本の民主化の課題を解いていく意味での各地で繰り広げた社会運動への関わりもあった。教授が赴任された翌1957年には、日本の社会保障・社会福祉史上欠くことのできないトピックとして様々な波紋を投げかけた朝日訴訟が起き、エネルギー政策の転換をめぐる労使の対立が決定的となった三井三池炭鉱問題が労働問題として鋭い性格を以って社会に渦巻いた。更に、反核兵器に関わる各種の平和運動や60年安保体制にかかわる国民大運動の推移と60年代に起こった高度経済成長下における社会変動は、教授の問題意識や研究活動に大きな影響を与えたといえる。

この後教授の1960年代の研究の中心は、イギリス救貧法史への概観から、個別の歴史トピックを、資料をもとに論述していく正統的な歴史研究および個別事象の実証的な研究に移っていく。前者は1834年改正救貧法の研究、改正救貧法末期における失業救済との関係史、欧米における施設養護の発達に関する歴史研究、18世紀博愛事業に関する歴史研究、バーネット夫妻によるトインビー・ホールの成立過程に関する思想史研究、などがそれにあたる。後者については、高度成長期の現状分析と国民生活の貧困化過程（国民健康保険調査）、伊勢湾台風の被害と社会福

社活動との関連や本学初の海外留学（66年末から3ヶ月間の短期渡欧）で得られた戦後欧米社会福祉の視察報告などとして結実していく（これらの個別の論稿は、後に高島『社会保障と社会福祉』汐文社掲に収録される）。

イギリスを中心とする社会保障・社会福祉成立にかかわる個別的な歴史研究の執筆と社会運動との関わりを通じて教授は自身の理論的視野を広げられていくのだが、個別研究の蓄積は当然教育面における教授の貢献に連続することになる。教授が助手として研究や運動への関与のみに専念されていた当時の本学では、日本および欧米の社会事業あるいは社会福祉の歴史研究の講義は、吉田久一氏および故小島幸治氏が非常勤で担当していた。教学面を一瞥すれば、当時は社会福祉の専門的側面は当然ながらまだ未分化の状況にあり、どちらかといえば理論と歴史に関する研究が社会福祉にかかわる個別事象を深く解明していく上でも重視されていたようであった。それは本学において日本社会福祉史、欧米社会福祉史がそれぞれ4単位の必修科目として設置されていたことを考えれば明らかである（この設置は1987年の社会福祉士・介護福祉士法制定まで継続されたが、88年以降は専門選択科目となって現在に至る）。ところが1960年にそれまで欧米社会福祉史を担当していた小島幸治氏が急逝し、急遽講義を担当することが教授の早急の課題になった。教授は短い準備期間で欧米社会福祉史を担当することになったものの、「まだ一年間を通して講義できるほどの力はなかった」<sup>(9)</sup>と述懐されていた。20代後半で欧米社会福祉史講義を担当することになったが、並行して先の「近代社会事業研究会」には出席し続け、それなりの蓄積を持っていた教授は、吉田久一氏との共同研究を1964年に『社会事業の歴史』（誠信書房）として結実させる（教授は欧米社会事業史を担当）。これは目前の差し迫った講義をしなくてはならないという個人的な課題に直面したことが結果的にこの仕事を早めたというのが教授の感想である。社会福祉にかかわる従事者を養成する教育機関にとって、社会福祉といわれるものの理論的把握は、その歴史的形成過程分析と不可分であり、この吉田久一氏との共同研究は、社会事業という用語を使用しているにもかかわらず、教授のオリジナリティがすでに凝縮されたものとなっている。つまり、社会福祉なるものを解明していくことは研究上も要請されていたのは言うまでもないことだが、社会福祉の従事者養成にかかわれば比較的平易にその通史的展開過程を説明できなくはない。日本の社会福祉の問題を考察していく上でも、それを相対化する視点として国際比較の要素を加味しながら検討せざるを得ず、教授は早くも30歳そこそこで日本社会福祉教育史上無視し得ない成果を世に問われたのであった。

教授は、社会福祉が人間発達において不可分な存在であることを自身の障害の経験からも身体的に理解されていたが、1966年からの3ヶ月に渡って実施された欧米視察において、イギリスやスウェーデンの福祉国家の現実を実際に見聞するなかで、福祉国家政策の積極的な役割を垣間見ることになった。イギリスでは改革を問わず、社会福祉を充実させる政治が展開されていたのであるが（いわゆるバツケリズム）、教授のささやかな海外留学体験は社会福祉サービスを通じた人間発達の可能性を理解するには充分すぎるものでもあった。

その後も教授は、社会福祉に関連する文献が研究上も教育上も増加していく過程においてイニ、

シアティブを取る役割を果たした。1968年に有斐閣から出版された真田是氏、一番ヶ瀬康子氏の編著『社会福祉論』は、わが国で初めて社会福祉という用語を採用した比較的まとまったテキストであった。これは教授を含む編著者らが、それまでの社会事業との質的区別を理論的に認識したからに他ならなかった。それは当時社会事業の本質規定や社会福祉との概念異同をめぐってボレミックな論争を展開し学界にも大きな影響を与えた孝橋正一氏の社会事業理論に対する批判的克服をも意図したものであった。後に、真田是氏、一番ヶ瀬康子氏、そして教授は、社会福祉理論研究史における「新政策論」あるいは「運動論」といった一潮流を形成・展開させる研究者として位置づけられることになるわけだが<sup>(4)</sup>、こうした教授の孝橋氏の社会事業理論への批判的克服に対するこだわりが、教授の歴史研究との交差を通じて生まれていくのである。

この過程で教授が学ばれたものは多数にのぼるが、特に、現実の社会福祉が展開される中で「命と暮らしを守る」国民諸階層の社会福祉を求める運動と、それと共に「実践的進歩性」を追求しながら、独自の保育論と社会福祉理論を展開した故浦辺史氏の実践理論が教授に大きな影響を与えた。浦辺氏の社会福祉論は「あんまり理論として評価されていないんですけど、それはまさに我々がのちに運動論あるいは新政策論という格好で展開するエッセンスが既にだいたい示されている」<sup>(5)</sup>た、というのである。それは教授の評価によれば、次のようになる。第一に、社会福祉を社会科学的な社会問題把握を通じてその対象を規定するアプローチを確定したこと。先の孝橋正一氏が抽象的に資本主義一般から社会事業を規定したのと異なって、産業資本主義下での対象、独占資本主義下での対象、国家独占資本主義下でのそれというように、「資本主義の発展段階ごとに貧困化と社会福祉の対象のひろがりや特徴を整理したもの」<sup>(6)</sup>であり、「この歴史的な視点は私 [高島 - 引用者] の方に受け継がれていくことになります」<sup>(7)</sup>。第二に、「社会福祉を保育と同様に国民の権利を保障すべき場としてとらえる」<sup>(8)</sup>こと。主体論についても孝橋氏のそれと異なり、社会政策や社会保障とまったく同様に、資本主義国家と考えることが妥当であることを主張して「科学的な立論のルールを敷かれた」<sup>(9)</sup>点。社会保障と社会福祉の違いは、主体論では国家という意味で同一だが、前者が経済的困難を対象にするに比して、後者は「経済的困難に起因する社会生活の困難、社会的な不適応が対象にな」<sup>(10)</sup>り、「違いは主として対象に対する働きかけの違いにあ」<sup>(11)</sup>ること。方法では前者が一般的に実施されるに比して、後者は「特殊的、個別的、自発的である」<sup>(12)</sup>ことを浦辺氏は指摘した。第三に「社会福祉成立における本質的契機としての運動の重視」<sup>(13)</sup>。国民を「社会福祉運動の担い手としてこれを過小評価することは社会福祉改善のための客観的契機を成熟させることはできない」<sup>(14)</sup>ことになる、というものである。第四に、社会福祉分野論、第五に社会福祉行財政論、第六に社会福祉労働者論、である<sup>(15)</sup>。

教授の歴史的把握から社会福祉の全体像を規定していく作業を基礎付けたのは浦辺史氏でもあった。これを教授なりに捉えなおした新たな理論が1970年代に入って積極的に提起されていくのである。

## 4. 「社会福祉の三段階発展論」の提起——1970年代の社会福祉研究

1960年代に噴出した高度経済成長政策の国民生活への影響は、様々な社会問題・生活問題として顕在化した。そのことが社会福祉に投げかけた課題は大きかったと言わねばならない。この大きな社会変動は、日本の戦後史を語る上で不可欠なものであった。この間、教授は社会福祉発達史の講義、個別的な歴史研究を蓄積しながらも、常に国民生活の貧困化過程分析、革新自治体の社会福祉政策、各種運動との関連、政府の政策動向への批判的視点を堅持しつつ、社会福祉を総合的に把握するための視点を模索されていた。1960年代を振り返って教授は1970年代の社会福祉をどのように考察しようとしていたのであろうか。この点のみてみたい。

教授は1973年の著作で、高度成長を経験した日本の60年代は貧困化においても画期であり、従来の古典的貧困のみならず「新しい貧困」を国民生活にもたらしたが、これに対応して命と暮らしを守る国民運動と革新自治体の積極的な福祉政策が国の政策にも一定の影響を与えた。このような動向は社会福祉に理論的にも現実的にも何をもたらずのか、特に、社会福祉と福祉の関係、社会福祉労働者と国民の課題に「こたえるには、現代の資本主義、国家独占資本主義と社会福祉の関係を理論の基礎にふまえたものでなければならない」<sup>(1)</sup>とする。教授は新しい現象を前にして社会福祉をより広範囲に分析していくには次の2点に留意しなければならないとした。第一に、新たな貧困化現象が社会福祉の量的拡大のみならず、「在来の社会福祉の概念や理論的枠組みをこえる質的な変化をとめないながら発展している」<sup>(2)</sup>という理論的認識、第二に、改めて資本主義と社会福祉の関係を考察する必要性である。社会福祉は極めて資本制社会、つまり近代的な現象との関係から生成してきたものである。その現代資本主義は国家独占資本主義段階を迎えており、そのなかで社会福祉は福祉国家政策とあいまって展開してきているが、社会福祉は福祉国家体制のなかでどのような機能を果たすのか、その理論的把握についてのまとまった研究はみられない。以上から「国独資は社会福祉政策に何を意図するのか、その意図は矛盾なく貫徹しうるのか、また人民の生命と暮らしをまもる切実な要求と運動はどのように政策主体の意図ときりむすび、社会福祉にかかわるのか、生命と暮らしをまもるために人民の運動と社会福祉はどのような関連をもち、また国独資を変革する人民の闘争の総体のなかで、社会福祉にかかわる要求と運動はいかなる位置を占めるのか」<sup>(3)</sup>、といった疑問が「切実な実践上の問題として提起されているのである」<sup>(4)</sup>というものが教授の課題意識であった。

「人民」や「国家独占資本主義」という用語の使用は、この時期に共通して見られた（左派系の）学術用語でもあり、時代を感じさせるものだが、あえて現代風に言い直せば、前者は「市民」に、後者は「ケインズ主義的福祉資本主義」と言い直せるのかも知れない。いずれにしても、教授の認識は、常に現実の社会福祉政策とそのもとで展開される社会福祉実践を分析するための理論的把握を前提にしているものであった。教授はこのような問題意識から、社会福祉の戦後史を総括しながら、時代を展望していくための「現代の社会福祉理論」（著作の表題）を構築してい

くことを追求していったのであった。それは「在来の理論がそのままでは展望を与えぬものにとどまっていることにかかわって」<sup>(5)</sup>だからであり、「だからこそ、全面的な科学性に裏付けられた現代の社会福祉の理解と展望への確信が重要になってい」<sup>(6)</sup>だからであった。

多岐にわたる社会福祉研究の「前提として社会福祉の現在の歴史的問題」<sup>(7)</sup>を国家独占資本主義との関係から捉える視点は、これまでの社会福祉理論史では弱かった。これは当時すでに自他共に社会科学的な社会福祉理論と認められてきた孝橋正一氏のそれにもないものとして指摘がなされる<sup>(8)</sup>。この点で付言すれば、周知のとおり戦後の社会福祉研究は、特に理論研究においては戦前の社会政策論およびそれとの関係性分析をめぐって社会事業論との位置づけが大きな課題を持っていた。この点、前節末尾に記したように、孝橋正一氏の社会事業理論（および岡村重夫氏の社会福祉学）が大きな学問的影響力を学界で発揮していた。ただし、社会福祉と社会事業の概念的区別についてはパラダイムが確立していたわけではない。教授はこうした両巨頭の社会福祉（社会事業）理論の把握の仕方に疑問をもたれていたが、正面きつての批判的論及はまだなされていなかった。特に孝橋理論をめぐっては、それが岡村氏のそれと異なり、資本制社会の一般原則（貧困化法則）との関係で社会政策の必要性をいわば生産力的視点から把握した大河内一男氏の社会政策理論から、社会事業の本質的把握を大河内のそれとはやや異なる視点から提起した孝橋理論の功績は、社会福祉を社会科学的視点で捉えるという意味では評価されていた。しかしながら、他面において、孝橋氏による現実の社会事業（あるいは社会福祉）の現象分析、現実の国民生活の貧困化過程・生活問題の生成とその克服を目指す各種の国民運動と（国家による福祉）政策との関連分析が弱いことを教授は感じられていたといえよう。後者については、教授が1970年に早々にそれまでの戦後民主化過程と社会福祉との関係を分析した諸論稿において垣間見ることができる<sup>(9)</sup>。つまり、教授にとって、孝橋理論にはそのような戦後日本が曲りなりにも積み重ねてきた民主的な努力を看取る視野に乏しく、戦前の意識下において社会事業の位置づけを大河内氏の社会政策論との関係から把握されているに過ぎない、という問題意識であったと思われる。それは孝橋氏の一連の著作が、純粋理論をめぐっては非常に精緻な体裁を展開しているに比して、現状分析、特に現実の社会事業（社会福祉）の内容を左右する一大契機となる（と認識すべき）対象者による社会運動への分析が、著しく孝橋氏の理論に不足している点にあったからであろう<sup>(10)</sup>。

教授はこの著作で、現実の国民生活において「新しい貧困」現象の登場、あるいはそのもとで発展した革新自治体による積極的な社会福祉政策（老人医療費無料化やホームヘルパーの派遣の制度化など）を受け止める理論的なヒントを国際連合が1950年に実施した調査報告である「社会福祉の三類型＝発展段階説」から得たといい、この「三段階説が現象を解釈するに終わる弱点をもちながらも、社会科学的な批判に耐ええるものであることを直感し、それを〔社会福祉の－引用者〕発展法則をとらえるという視点から私の立場でとらえなおし、そのような現象的な発展の捉え方が生まれ来る根拠を解明しようと試みた」<sup>(11)</sup>のであった。このことが社会福祉を歴史的概念としても把握しつつ、その成果を動的な理論として明らかにする教授のオリジナリティ溢

れる「社会福祉理論」として結実していった。教授はこのヒントをより濃厚に展開するという意味で、「社会福祉をいかに理解すべきか——歴史的視点からの試論」および「社会福祉の発展法則と現段階——イギリス史における試論」を著した。周知のとおり、教授の社会福祉把握は、いわゆる「三段階発展論」と言われて学界においても一定の評価を獲得しているものであるが、それは次のようなものである。社会福祉の歴史的発展過程は三つの段階を経ている。すなわち、「第一段階——救貧法と慈善事業の段階」（本源的蓄積期から産業資本主義期に照応）、「第二段階——労働者階級への防貧の対応と社会事業の段階」（独占資本主義から帝国主義期に照応）、「福祉国家的な生活問題対策の段階」（国家独占資本主義期に照応）と区分されているものである（ただし、括弧内は筆者による補足）。これは基本的には資本主義の発展段階に照応して社会福祉の内容も質的に変容するものであること、社会福祉は三つの段階を経て発展する法則性があるが、それは歴史的な段階のみならず、同時にそれぞれの段階に「社会福祉的なもの」があり、それらは理論的に特徴付けられる現象があること、特に第三段階における福祉国家的社会福祉の段階認識は、現代の社会福祉が、（全成員に対する）普遍性、権利性を建前上においても原理として有している、という意味でそれ以前の段階と対照的な性格（すなわち、前二段階は選別性而非権利性）と位置づけられる。このことが、社会福祉の史的および理論的理解にとって画期的な段階であること、それは同時に民主主義体制の成果でもあったことなどが指摘されている。また権利内容の普遍化は、ベヴァリッジが攻撃対象としたいいわゆる「5つの巨人悪」に対応した労働権、教育権、医療権、住宅・環境権、社会保障権によって裏付けられているものである。第二次大戦下の「生活問題へのアプローチは、戦前とは一変することにな」<sup>(12)</sup>として、モーリス・ブルースの言を引用している。それによれば、福祉国家的現実には、第一に権利として資力調査によらず所得の最低限保障がなされたこと、第二に、家族手当・住宅手当など税金を基礎におく社会扶助の存在（個人責任から国家責任へ）、第三に主として税金を基礎におく普遍的サービス（教育と医療）の存在、第四に福祉的諸サービス（現物給付として）の導入がそれである。教授はこれを整理しなおして次のようにまとめる。すなわち、両大戦間期に起こった生活様式の変化は、失業問題を顕在化させたが、それに対応する救貧の現実は不十分であるとの認識が生まれる。これまでの対応は選別性的かつ恩恵的なものであったが、そこに受給者の屈辱と抵抗を生み出す契機を作り出す。例え、戦時下の社会改革が戦争努力の一部分であったとしても、救貧法的選別主義方策は消滅方向へ向かわざるを得ず、諸サービスの普遍化と権利化を促進させたのである、と。「それは反ファシヨ民主主義の昂揚と戦争遂行のための必要がもたらした確かに重要な改革であった」<sup>(13)</sup>。

このような見解に立つことによって、教授は従来の理論把握のように、本質論の名の下に社会福祉を社会政策の代替・補完策と規定するのみのそれや、社会事業の民主主義的発展形式としての社会福祉の概念把握をしないまま、社会事業という用語を使用し続けることの問題性を示唆したのであった。確かに社会福祉は、社会政策に対する代替・補完という機能を有するが、教育・医療・住宅などのサービスが相互に補完・協働しあうことによって社会の全成員の福祉が向上し、

人間発達に資するという意味では、単に代替・補充策と規定するだけでは不十分であるという主張であると思われる。また教授による第三段階は20世紀の、特に1940年代改革から端を発しているという認識であるが、それはT.H.マーシャルによるいわゆる社会権の把握もこの段階でより実質的な意味を持ったと言われていることから、権利性の普遍化という指摘が第三段階のメルクマール（質的な変容の意義）になるという教授の認識は重要な把握と言わねばならない。戦時下の社会改革は総力戦を遂行する上で「上からの改革」という側面、言い換えれば歴史の連続性を充分濃厚に反映しているのであるものの、そこで得られた成果は、社会福祉を求める人（市民）の切実な生活問題解決要求をも反映していることも見逃すことは出来ない（「下からの改革」という側面）。こうした意味で、教授のこの「三段階発展論」は、現代の社会福祉の動態的性格を認識する上で不可欠なものである、と言える性格を持った問題提起であり、だからこそ戦後社会福祉理論研究史においても重要な位置を占めるものとなっていくのであった。言い換えれば、第一に、社会福祉はすぐれて歴史的なものであること、第二に、それはまた（階級闘争を通じて得られる）動態的な性格を有しているといること、そして第三に、従って社会福祉は民主主義的な要求の成果でもあること、などが指摘されたのである。教授は、現代の福祉国家段階における社会福祉政策を国家独占資本主義の体制補完物として把握することは重要であるとしつつも、それにとどまらず、国家独占資本主義体制における福祉国家サービスは、体制そのものを変える契機（＝民主化）を与えることになること、すなわち現代民主主義の課題として捉え直しているといえよう。福祉国家における社会福祉サービスの意義を民主主義との関連で把握するという視点、福祉国家の限界を認識しつつも、そこにおけるサービスが国民生活向上、ニード充足にとって不可欠な存在であるという性格は、福祉国家の積極性（過渡期の、という限定が社会主義社会の到来を展望していた当時の教授にはあったと思われるが）をすすんで認めてその道徳的コミットメントの意義を強調するものであり、これはかのリチャード・ティトマスが「社会政策の3つの類型」を示したことに通じるものがある<sup>(14)</sup>。ただし、この当時に発表された教授の「三段階発展論」は、教授自身が認めたように、理論的な曖昧さが残っていたため<sup>(15)</sup>、幾人かの論客から反批判にさらされたのであった。このため、教授自身は遺憾なことながら、この著作を短期間で絶版にしている。それにもかかわらず、ここで教授の社会福祉の歴史的かつ理論的把握の基本的な方法がほぼ確定し、その（国際的）視点から現実の日本における社会福祉の問題を把握していくスタイル（批判的福祉政策の視点）が確立していった。後に教授は別の著作でこう述べている。「私の歴史研究も、現実を歴史的な視野からどのようなものとしてとらえるべきか、という感心の焦点があり、通史的な仮説をおいつつ、資本主義の発展と社会福祉（その歴史的系譜）を関連づける視点から社会福祉の歴史の法則性をもとめることに力点を置いてきた。社会福祉を生存権の拠り所にする、あるいは拠り所に発展させなければならない、という実践的な観点から現実批判とこの法則性の追究は結び付いて」<sup>(16)</sup>いる、と。

教授はこの歴史的かつ理論的な「三段階発展論」から、オイルショック以降、経済不況を理由に財政的視点からのみ一面化された、社会福祉を解体に導こうとする政策主体のイデオロギー的

喧伝を担う諸理論や諸言説に対して正面から対決していくことになる<sup>(17)</sup>。

## 5. 批判的福祉政策論の積極的展開 —— 1980年代の社会福祉研究

教授が『現代の社会福祉理論』のなかで、社会福祉の歴史研究と理論研究をつなげる視点として、「三段階発展論」を提起したその年、政府は高齢者福祉施設の整備を進めることをもって「福祉元年」と自己宣伝に努めていた。ところがその舌の根も乾かないうちに、オイルショックによる経済不況、狂乱物価が日本を覆い始めると、政府は露骨に社会福祉や医療・教育など、国民生活に密接に関連する領域を狙い撃ちし、財政削減を正当化する政策やそれを補強するイデオロギーを流布し始めることになる。この流れは、先進諸国に共通して見られたスタグフレーション以降、いわゆる『福祉国家の危機』(Welfare State in Crisis)としてOECD諸国でも問題視され、「ケインズ主義的福祉国家」(教授の言葉で表せば、国家独占資本主義下の福祉国家体制のこと：4節参照)の功罪が再検討されるに至る。特に、イギリスでは1979年のサッチャー保守政権成立後の経済社会政策改革(サッチャリズム)、アメリカでのレーガン政権による同様の政策(レーガノミクス)、日本の中曽根政権以降特に露骨になった福祉見直し論(臨調行革路線)が際立ってくる。日本においても、福祉は国家が一元的に実施するものではなく、社会が担うものという主張が強まってくる。言い換えれば、この場合の社会とは、家族、近隣、そして企業が国家に代替して福祉を担うという主張である。しかしこれは戦前の低福祉の伝統を肯定しそれを再生産しようと目論む主張(「日本型福祉社会論」と言えるものであった。そのような政府の政策による福祉削減に加担し、それを正当化する理論や言説がこれを機会に目だって多くなっていく。例えば、1974年に当時の三木首相の私的諮問機関において検討され、首相にも政策提言を行った自民党のイデオログによる『ライフサイクル計画』論、より社会福祉に即して主張されたものとしては、1976年の全国社会福祉協議会による社会福祉懇談会報告である『社会福祉——低成長下におけるそのあり方』などがそれにあたるものとして有名である。教授は、社会福祉の歴史と理論研究を担ってきた経緯や自負から、そのような諸言説と真っ向から立ち向かう論陣を張っていくことになった。

そもそも政府でさえ福祉重視を口にせざるを得なくなった背景は、高度成長のもたらした深刻な生活破壊に原因が求められたからであったのだが、このために国民による「福祉に対する要求は一層の広がり」と切実さを加えている<sup>(1)</sup>にもかかわらず、政府や財界筋の論調は、「簡単に図式化していえば、高度経済成長から低成長への移行 財源難 福祉見直しの必要(「高福祉・高負担」・「タダの福祉」の抑制)を説くものであり<sup>(2)</sup>、このような「福祉見直し論」は、「高福祉 公共部門の肥大化 経済の非効率化……『福祉産業化』『市場サービス化』『民間活力』<sup>(3)</sup>への志向を露骨に宣言しているものである、というのが教授の認識であった。しかし、「それは政府や一部の学者が描くようなバラ色の社会ではない<sup>(4)</sup>」ことは明瞭なのだが、「その欺瞞はかなり成功を収めている<sup>(5)</sup>。このような「圧倒的な世論誘導がこうした反動的な理論に力を与えていると

きに、私達にとってまず必要なことは、民主的な社会福祉研究の理論的到達点を確認し発展させつつ、こうした理論の非科学性を暴露することである<sup>(6)</sup>ろう、と。本節では、政府系の研究者による『ライフサイクル計画』と、同じ社会福祉領域研究者でありながらも、教授からみて、結果的に「福祉抑制、公的責任縮減に機能しあっているように思われ」<sup>(7)</sup>た、三浦文夫氏らによる「社会福祉計画論」への言及から、教授による批判的福祉政策論のパースペクティブについて触れることにしたい。

『ライフサイクル計画』(以下『計画』と略す)は、一見すると「生涯ライフサイクル」のあらゆる段階において経済的・社会的なリスクに対する保障を与え、自助を容易にするための諸方を示しているかのように提示される。その主要な柱は、生涯にわたる教育制度、努力すれば家が持てる制度、ナショナル・ミニマムを保障する社会保障制度の体系化と充実、誰でも安心して老後を送れる社会の具体的な条件、であるのだが、よくよく検討すれば、「結局は政府、財界筋の『見直し論』と同様の『高負担』=福祉抑制論を展開している」<sup>(8)</sup>のであり、「国民の福祉要求にこたえる社会保障・社会福祉研究の視点から『見直し』論の非科学的な福祉観を批判する」<sup>(9)</sup>必要を教授に促した。教授は、『計画』の政策提言のうち、後二者についての批判的な検討を行う。

『計画』は高度成長によってもたらされた国民生活破壊の状況を一方では認めているものの、他方において、その対応策については欧米の歴史的教訓に学ぶことなく、一方的に「英国病」などと揶揄し切り捨て、模倣的な福祉社会を日本に定着させる発想を拒否しており、最小限の福祉を要請している。そうすれば、日本のように弱い不安定な個人が形成している社会にあっては、逆にそのことによって、強い個人が生まれる素地ができる、というものである。なぜなら、強い個人のある西欧社会においてさえも、福祉の充実によって弱い個人が育成されてきたのだから、という歴史的には逆さまのロジックを主張する。高福祉は「弱い不安定な個人をつくるというマイナスな存在であるから、ナショナル・ミニマムは最低限の福祉……にとどめるべきで、そうすれば『自助の精神』に立つ『強い、安定した個人』の育成にプラスになるというわけである」<sup>(10)</sup>。

『計画』は、福祉の歴史からなんら教訓を学ぼうとしないばかりか、学ぼうとしない姿勢の故に、社会福祉の発展過程が市民の権利回復過程であることという従来の歴史的認識を敵視して、日本の場合は、権利要求としての福祉が身勝手な個人を生み出す土壌であるかのごとく規定した。つまり『計画』の福祉に対する歴史観は、きわめて恣意的であり、彼らの論理で言えば、それは、いわゆる「物取り主義」に矮小化されたものになる。その証拠に『計画』は次のように述べる、いわく「これまでの福祉の理念の背後には、しばしば……抵抗の思想があった……福祉要求もまた、搾取されている庶民の側からの抵抗の一形態であり、権利の回復であるとする考え方であった……しかしそのような壁の輪郭[日本ではすでにある程度の福祉制度が整備されたので、という『計画』論者の前提認識 - 引用者]が不明瞭になっていくとき……抵抗としての福祉の理論は……混乱し迷走することになるだろう」<sup>(11)</sup>と。しかし教授が述べるように、福祉の歴史過程が例え『計画』論者が揶揄する権利回復、抵抗の一形態の産物であったとしても、「しかし、社会保障や

社会福祉の人間らしい生活の破壊からの回復の要求は……もともと、最小限のつましい要求であって、『個人行動の自由』と矛盾するなどはありえない。逆にそれこそ個人の自由な発展の基礎を保障するもの<sup>(12)</sup>であると歴史的にも思想的にも根拠を明示し的確な反論を加えている。それもそのはず、『計画』論者が理想視したであろう自由主義思想（その源流がイギリスにあることは彼らとて当然承知のはずであろう）が、トマス・ヒル・グリーンらによる新自由主義（New Liberalism）を媒介して自由党社会改良（Liberal Reform）に進み、社会福祉の必要を客観化したことは歴史的に無視しようのない事実であるからであった。グリーンらの新自由主義的な構想は、石上良平氏の言葉を借りれば「人間の内的諸能力の発達、換言すれば人格の成長こそ普遍的な善」<sup>(13)</sup>であるからこそ、自由主義は擁護され、そのもとで福祉を阻害する最大要因である貧困が克服対象とされる国家的（或は社会的）視野が獲得されていったのである。もっとも、『計画』論者が支持する自由主義とは、新自由主義（Neo Liberalism）と同義的であり、両者は決定的に異なるものではある。とはいえ、『計画』論者が欧米の経済社会思想を専攻した者たち（彼らが西欧近代史を研究していない、とは言えないだろう）で構成されているにありながら、そうした歴史的経緯を無視し、日本を違った意味で特別視しながら「日本型福祉社会」を追求しようとする姿勢は公正なそれとは言えない、というのが教授の主張であったといえるだろう。「福祉の日本的システム」という「日本的」という形容詞は、外国の歴史なり政策を学習して部分的にその成果を取り入れたりするにせよ、それが完全なる模倣、猿真似になることなどあり得ないわけであるから、どういう形で展開されようと「日本型」や「日本的」なものにならざるを得ない。これを西洋の近代化と共通的な過程を辿った日本と厳格に区別し、日本の前近代的な要素を復活させようとする手法は厳しく批判されなければならない。また『計画』論者が述べるように西欧的な「揺り籠から墓場まで」を保障する社会福祉が今日の経済停滞と惰眠を養成しているという指摘は観念的である、その証拠にイギリス社会保障のブループリントを描いたベヴァリッジ本人でさえ、福祉国家という言葉をサンタクローズがなんでも運んでくることを連想し嫌悪していた模様であることは有名であることが指摘できよう。また彼の社会保障観は「制度の保障水準は必要とされる最低限度のものでなくてはならず、それ以上は個人の自発的な努力によって行われるべきであるとする『国家と個人の協力』を指導原理の第三に入れてあるのであって、その保障水準はまさに生存水準（subsistence level）であった」<sup>(14)</sup>という歴史的事実が厳然としてあったのである。それを等閑視する『計画』論者は、「イギリス人の怠惰とは何か、また、イギリスの社会保障の何が怠惰の温床になっていると考えるのか何ら説明もしていない」<sup>(15)</sup>と教授は手厳しく指摘する。『計画』論者たちが、今日において一応ナショナル・ミニマムを口にせざるを得ないというポーズは取っているが、その内容は「低劣なもので [国民生活に - 引用者] 安心感を与えどころではな」<sup>(16)</sup>く、「実質は自助の精神によって困難に辛抱よく耐えることを『強い安定した個人』の主要な要件とし、その育成には」<sup>(17)</sup>低福祉を構造化して弱肉強食の世界に国民を留め置くことが、結果として日本経済の活性化に結びつくというロジックなのである。

『計画』は「日本型福祉社会」を維持し発展させていくには、日本特有のイ工制度が果たした

役割を肯定し再評価したうえで、これを復活させて積極的に活用しながら、西洋化しすぎた日本における高齢者の扶養意識を戦前のそれまで回復させようという露骨な提言すら行っていた。このような『計画』論者が描く復古主義的な家族の紐帯は、教授によれば高度経済成長政策のもとで失われた。だからこそ封建的な共同体意識の崩壊とその代替的機能の客観的な必要を必需としたのであり、その結果、歴史的構築物としての現代の社会保障・社会福祉の姿となっている、というのがまっとうな歴史的理解というものであろう。『計画』論のような論法は「別に目新しいものではなく……『計画』はこれに学問的な装いをこらしてるだけだ」<sup>(18)</sup>ののだが、その主張の前近代性には驚愕するほかはなく、「福祉の貧困をしわよせされたり、権利を奪われてきた人民の苦しみは『計画』の作成者たちの意識には少しもない」<sup>(19)</sup>。その反動的性格は、「グリーン」の時代をこえて、マルサスのところまで逆行しているとさえいわなければならないだろう<sup>(20)</sup>。

要約すれば、『計画』の福祉観は、欧米に追いつき追い越せと頑張った高度成長の果実を、一方では国民生活にかかわる社会的費用をできるだけ削減して、なおかつ中間諸団体（家族、近隣、企業）の積極的活用と労働者支配は維持しながら、他方では一貫して資本側（政府・財界）の本質的欲求（成長一本槍主義）を擁護するために、欧米諸国でもしきりに喧伝される福祉病、いわゆる惰眠養成論を振りかざし、そういった教訓をもって、日本が同じ轍を踏まないようにするために用意周到に準備された歴史的歪曲と理論操作の産物であったのである。

ところで、この時期には『計画』を始めとする、福祉縮減の論理なりイデオロギーは、政府とそのイデオログによる提言が圧倒的に多かったのである。しかしながら同時に、社会福祉を研究する、或は推進する立場からも、むしろ内在的に従来の社会保障・社会福祉研究のあり方を疑問視する傾向が突出してきた。この傾向は、純粹に学問的営為の帰結として提起されている部分もあるが、それを政策主体が恣意的に利用するときには国民生活に別の意味で大きな影響を与えと言わねばならないだろう。いな、政策主体が恣意的に利用することはむしろ常態であって、それだけならば驚くに当たらない。むしろ、学問的に研究された社会保障・社会福祉の当事者たちが、進んで自らの政策論を政策主体に売り込もうとする姿のほうこそ、警戒しなくてはならない事態であるとも言える。もちろん、政策論を提言する研究者の行為それ自体は問題ではない。問題なのは、自らの、或はその集団の政策論を批判的に提言するのではなく、初めから意図的に批判力を放棄し、政策主体の意図と妥結することによって、それを以ってして、「現実的な政策の提起」を自己の業績として誇示する「知的食人」の跳梁跋扈こそもっとも警戒されるべき事態であるといえよう。このような行為は洋の東西を問わず多くの例証がある。ポール・グルーグマンのいう「経済政策を売り歩く人々」とほぼ同義の事態が社会保障・社会福祉領域も覆うことになっていく。言い換えれば、それは「社会保障・社会福祉政策を売り歩く」人々がその動機はどうであれ多くなっていったのであり、或は結果的にミイラ取りがミイラになっていく過程なのであった。このことは、ともに社会保障・社会福祉の研究をしている以上、教授にとって大きな問題になったといえるであろう。

当事者の意識はどうであれ、結果的に政策主体の福祉縮減の利用された典型として教授が批判

的に検討する遡上にあげたのが三浦文夫氏らによる「社会福祉計画論」であった。先にあげた全国社会福祉協議会の報告書でも三浦氏は責任者として最終章を執筆しており、社会保障・社会福祉研究者による「積極的な改革論」の登場は、それまでの社会保障・社会福祉研究との間に歴史的・思想的・理論的・実践的にも緊張をもたらしことになるのは当然の帰結であると言わねばならない。

三浦氏は『社会福祉の政策』（『講座社会福祉』第三巻、有斐閣、1982年）において自身の「非貨幣的ニーズ」に基づく、政策技術論を積極的に提起し、先の全国社会福祉協議会報告書を理論的に高度化・精緻化し、具体的には「公私役割分担」論、「新しい供給形態」論、「市場福祉」肯定ないし積極容認論などを展開した。教授はこのような社会福祉研究内部からの改革提言も現実の政策主体に奉仕させられている事態を憂慮し、いわゆる三浦理論との対決に入っていく。「怒りを発してそれをパワーにして書き上げた」<sup>(21)</sup>という教授のそれへの批判は、「『社会福祉計画論』の批判的考察——三浦文夫氏の理論を中心に」として結実することになる。

教授は、三浦氏らの「社会福祉計画」論（以下「計画論」と略す）を単なるイデオロギーとして捨象せず、その計画（「政策技術」）の枠組みの内在的な分析をもって問題点を指摘するまことに手堅い方法を採用しながら、「計画論」の性質を検討していった。なぜなら、社会福祉研究内部から「現実的な提言」なり「積極的な改革論」は政策主体にとっても好都合の内容をはらんでいるからである。

「計画論」は社会福祉にかかわるニーズを「貨幣的ニーズ」と「非貨幣的ニーズ」に分類し、後者が大きな問題になってきていることを指摘する。言い換えると、「計画論」の問題意識としては「貨幣的ニーズ」に直接対応する各種の所得保障制度が対象とする経済的貧困問題は主要な課題にあがらなくなったという主張を展開し、経済的貧困の解決にあたって社会福祉がもっぱら対応する状況は変化しつつある、という。そして「非貨幣的サービス」に対応する現物サービスの性質分析や具体的な政策決定のプロセス、財源、組織機構、供給体制、公私社会福祉関係、ソーシャルワーカーの教育・研修体制などのあり方などが、今後の社会福祉にとって必要であるとする<sup>(22)</sup>。しかし、「計画論」はそこから一気にニーズの具体的な性質分類と供給主体の対応関係を中心とする政策過程の技術的な側面のみを一面的に検討する方向へ進んでいくのである。つまり「計画論」による社会福祉政策研究の枠組みは、「ニードの把握、そしてニードの充足に必要な方法・手段（サービス）の選択の決定、さらにこれらのサービスの円滑な推進・展開のために必要な資源の調達、確保等を主要な課題とし、これらの課題をいかに効果的・効率的に解決していくかという方針を明らかにしていくこと」<sup>(23)</sup>といった「前提にされた目的に対する整合性の吟味を中心とする『技術的判断』を……目ざすのである」<sup>(24)</sup>。「計画論」によるこれらの政策技術レベルのプロセス研究ともいふべき提起は、それまでの社会福祉研究にはやや希薄であった面も否定できないが、「計画論」は自身の研究をイギリスの social administration と等値して、国際的にもこのような研究の必要性を指摘する。しかし、この点については教授が正しく指摘しているように、social administration はそのみでは成立せず、必ず価値的志向を伴う social policy

研究との関係で検討されなければならない、というティトマスらの立場を引用し、「計画論」の姿勢に疑問を呈するのであった<sup>(25)</sup>。

「計画論」は社会福祉の目的を要援護者の自立の確保と社会的統合だとやや抽象的に規定した後、それを理解する鍵概念として「ニーズ」分析の必要性を強調していく。それによれば、社会福祉ニーズは人々が生活していく過程で生まれる生活上のニーズが市場および家族というチャンネルを通じて充足されない場合に生まれるニーズである。それを機能的に大別すれば、「貨幣的ニーズ」と「非貨幣的ニーズ」に分けられる。高度経済成長期を経てそれまで主要な存在であった「貨幣的ニーズ」は比重を減らし、それに替わって「非貨幣的ニーズ」の重要性が増していることが昨今の特徴である。「貨幣的ニーズ」は最低生活保障の観点から制度的にも整備がなされてきたのだが、性格からいってもその保障の可視性・緊急避難性に鑑みて公的責任を維持するのが妥当であるとする。しかしながら、ここから次のような展開がなされる。すなわち、これまで社会福祉は公的責任・公私機能分離原則とされてきたが、しかし「非貨幣的ニーズ」に限って言えば、それは「即時的（専門的）ニーズ」と「代替・補完的ニーズ」に分けることができ、特に「代替・補完ニーズ」は、「貨幣的ニーズ」のような緊急避難的をこえる性格と捉えることが可能であることから、専門職によって充足されるものよりは近隣やボランティアによって充足されるに足る性質のニーズでもあるので、その場合は私的責任という体裁を取るのが妥当である。よって、これから求められる原理は公的責任・公私機能分離原則ではなく、公私機能分担原則である<sup>(26)</sup>、と。この点について、「計画論」は、社会福祉における公的責任範囲を決める枠組みを市場および家族の関係から模索するが、その基準判断にあたってバージニア学派の公共経済学の知見を利用し、教育や環境衛生サービスを無条件に「準公共財」とするそれを援用して、社会福祉サービスをも「準公共財」と規定し、従来公的部門が主に担ってきた社会福祉サービス部門に対して、部分的に市場によって充足できるサービス領域を理論的に設定するための準備作業を実施している。それは国家と国民の関係を単なるサービスの受給関係に矮小化し、国民を「受益者」或は「消費者」に還元する道（応能負担から応益負担へ）を開くことになる<sup>(27)</sup>。しかし、「計画論」が想定している「代替・補完的ニーズ」の例は、老人の介護や援助、児童の保育、障害者の介護、傷病者の看護・介助が含まれているのである。この問題性は決定的に重要であろう。なぜなら、これらのニーズが近代化における労働者家族の再生産過程問題の障壁として彼らを苦しめてきたわけであり、これらの例こそ、歴史的に社会福祉の対象になってきたのだから。それは児童や保育、障害者の福祉の歴史が示すように、共同体が担ってきた養育・介助領域が社会化され、専門分化してきた史実を見れば明らかであろう。にもかかわらず、「計画論」のロジックに従えば、社会福祉ニーズの「非貨幣的」側面（＝現物支給的なそれ）は、「代替・補完的ニーズ」として還元され、しかもそのような問題が量的にも質的にも生活の再生産を脅かす存在になったとしても、それは代替・補完という性格のゆえに、公的な責任が介在しない性格のサービスにならざるを得なくなるのである。実際の問題として高齢者、児童、障害者の介助・介護なり保育が勤労者家族の再生産にとって大きな障害になっていることはもはや否定できない。それを結局は、

近隣・ボランティアで互助的に充足せよ、というのである。しかも、ことはそれだけにとどまらない。互助的で満たせないニーズが私的責任とみなされてしまう以上、「非貨幣的ニーズ」を購入していかななくてはならないのである。とすれば、「貨幣的ニーズ」の問題が再び労働者・勤労者家族の再生産問題の筆頭に上がらざるを得ないからである。その意味でも「貨幣的ニーズ」の問題が減じたとは簡単にはいえないはずである。

教授はこのような歴史性を正しく分析しない「計画論」を疑問視し、堂々と歴史的に反論を加えていく。「本来福祉問題は貨幣経済による共同体の解体によって、共同体が担ってきた福祉機能が弱められ、あるいは解体されるところにひとつの根源をもっているといえる。その過程で共同体の担ってきたそうした機能は社会的分業に組み込まれて、あるものは資本主義のもとで商品化されるか、とくに社会福祉の領域では、これまた資本主義の社会構造が必然化する大衆の貧困によって商品の形態では保障されないために、ある場合には慈善事業によって恩恵的に供給されることもあったが、基本的にはその結果として生まれる社会問題としての重大化のなかで公共的な供給と公的責任の領域として発展してきたのである」<sup>(28)</sup>、と、それを無視する、わざわざ近隣関係やボランティアで賄える問題になる論拠として現象的に指摘する「計画論」の説得性は不十分であることは明らかである<sup>(29)</sup>。「計画論」では社会福祉の歴史的発展過程とそれゆえの社会福祉の社会的性格について顧みることなく、したがってそのような姿勢から生み出される公私機能分担根拠の基準も非常に曖昧なものであり、恣意的な認識が際立っているのだが、そこには「現象的な機能面での共通性だけで論ずる非歴史的な視角」<sup>(30)</sup>がある。このような恣意的な議論に対し、社会福祉の歴史的発展過程から、社会福祉が優れて公共的な存在として自身を確立してきたことを教授は具体的に論証していったのである。

このような社会福祉発展の歴史的経緯を基礎とした教授の説得性ある「計画論」への批判的言及は、もちろん学問的にも実践的にも大きな意味をもつものであったものの、残念ながら「計画論」者たちの耳にはほとんど届かなかった。それは「計画論」とその発展形態である諸提言が政策主体による現実の社会福祉政策として採用されたというレベルの問題だけでなく、いくら教授が論理的に批判しても「計画論」者たちが「不可知論」<sup>(31)</sup>者であったので論争にまで発展しなかったという意味であった。なぜなら、教授らの批判を封じこめるために、「計画論」者たちは、マックス・ウェーバー流の「価値自由論」の立場にたって社会科学における本質探求を初めから捨象し、そのような事柄には一切かかわらないことから自身の社会福祉政策研究を提起していたからである。このような理論では、政策と国家の階級性も捨象されざるを得ず、運動は位置を与えられない。実際場面として、政策主体の価値志向に規定された政策水準（条件）で労働をするソーシャルワーカーは政策と実践の乖離に板ばさみされるが故に制度批判と制度改善の運動に入らざるを得ないのだが、こうした問題は「計画論」の課題には包摂されない。「計画論」者たちは自身の政策技術論を提起する際に、しきりとティトマスを援用しているが、ティトマスの言った普遍的な福祉サービスへの道徳的コミットメントについてはまったく等閑視している。価値自由論に真っ向から反対の姿勢を取り、社会科学こそ価値から自由ではありえないこと、そしてそ

れにコミットする者は自己の価値を明確にするという責務を特別に負っているのだ、と言ったのも他ならぬティトマスであったが、その指摘は当然ながら「計画論」者には当たらないのであった<sup>(32)</sup>。

教授は結論として、「総括的に言わねばならぬことは、『価値自由』という科学的方法論はそれ自体がきわめて『価値』的であり、結局、社会福祉にかかわる現実の政策の路線を支えるものとなっていることである<sup>(33)</sup>と端的に語っており、「本質の否定、貧困化と階級性の捨象<sup>(34)</sup>」を前提とする「計画論」流のアプローチでは、国民の要請には「こたえられないことも明らかである<sup>(35)</sup>、と締めくくっておられる<sup>(36)</sup>。

## 6. 社会福祉の国際比較研究・ソーシャルワーク論への言及 —— 21世紀への社会福祉を展望して

日本で「福祉見直し」論が喧伝され、それが政府の具体的な政策に反映される中で、教授は社会保障・社会福祉に関わる民主的な実践家・研究者を結集し、具体的な研究運動を通じて、臨調行革路線に対抗するための活動を1985年に『社会福祉研究シンポジウム』（略称『危機シンポ』）と名づけて開始するようになる。シンポジウムは以後毎年開催されることになっていく（現在の『社会福祉研究交流会』）。

こうした活動を通じながら、教授は引き続き批判的視点を堅持しつつ、社会福祉研究を続けられていくのだが、1988年から翌年にかけて2回目の海外留学の機会を得て、欧米諸国の社会福祉の現状視察と社会福祉研究の動向分析を実施してきた。特に、イギリスではケント大学（the University of Kent at Canterbury）社会科学部の社会政策担当教授であったヴィク・ジョージ（Vic George）氏からの深い友情に支えられ、さらにスウェーデンから北欧諸国の研究者との交流を重ねながら、福祉国家の理想と現実をその目で確かめられてきた。それは内外の研究者との共同研究と国際シンポジウムでの発言などに結実していく。

サッチャー政権、レーガン政権による社会保障・社会福祉分野の民営化路線の帰結を目の当たりにした教授は、特にアメリカでの福祉の民営化が福祉受給者の生活を深刻に脅かしている事実、「命の沙汰も金次第」という実態に警鐘を鳴らしてきた<sup>(1)</sup>。またかつての福祉国家の代名詞であったイギリスで貧困化が極度に進行し、貧富の格差が著しく広がっている状況に衝撃を受けた。他方で、スウェーデンにおける福祉国家政策が様々な試行錯誤を繰り返しながらもその「福祉国家主義」を堅持している様子を高く評価し、その動向を紹介しながら、日本の現状分析を実施されてきた。この経緯については、幾つかの論文で紹介されたが<sup>(2)</sup>、先進国の福祉国家のひとつの到達点として1995年の著作でスウェーデンの社会福祉の歴史的展開と社会サービスの内容（充実度）に1章を充てている。こうした経緯から、教授は1990年以降、先進諸国の社会福祉政策の比較研究を紹介・模索してこられた<sup>(3)</sup>。

1990年代以降は、日本の研究においても福祉国家研究はひとつのブームになった観がある。

東京大学社会科学研究所が着手した研究『福祉国家』や『転換期の福祉国家』といった成果がすでに問われていたが、エスピング・アンデルセンによる『福祉資本主義の三つの世界』（原著1990年）が刊行されて以降、欧米諸国でも福祉国家研究（特に類型論）が再び注目を浴び、それは日本にも紹介され、日本の研究者もこの類型論研究に言及したり、進んで欧米研究者と共同研究を成果をも含んだそれを発表していくことになっていく<sup>(4)</sup>。

こうした内外の研究動向を踏まえ、教授も社会福祉の国際比較研究を進められていく。日本の社会福祉の現状を批判的に分析し、その問題点を析出しながら政策論を提示していくには、国際比較によってそれを明らかにする以外にない。こうした問題意識は、教授はすでに社会福祉研究それ自体を始められたころからもちろん堅持されてきたのだが、教授はいわば、「福祉国家の限界を超える」ための、といえるような研究姿勢で臨まれてきたといえる。それは社会福祉（領域：サービス）から批判的に分析される福祉国家の今日的姿という側面を強く持っている。

教授は国際比較研究が社会福祉研究者のみならず、ひろく「福祉国家」を対象とする多くの研究者から注目されてきたこと、その学際的な研究方法論の拡がりについては好意的に受け止めている。確かに福祉国家が抱える諸課題は社会福祉の側からだけでは捉えられないので、あらゆる科学の動員と学際的共同がなければ分析しきれものではない。従って、このような一般的な意味での福祉国家研究動向それ自体（脱工業化社会における福祉国家分析方法の多様化：レジーム論 welfare regime, ジェンダー・パースペクティブ gender perspective, ワークフェア論 work fare, 福祉「多元化」論 pluralism など）がもたらした積極的な成果については、一定の肯定的評価をされている。しかし、教授は日本における福祉国家研究は、「日本の福祉国家の現実」をどのような方法や基準から分析・評価するのか、その点でまだ不十分であると見ているようである。福祉国家はオイルショック以降確かに「危機」に見舞われてきており、そのなかで様々な試行錯誤を繰り返してきた。しかし教授による福祉国家分析の柱は、あくまでも社会福祉（の立場）から批判的に分析される福祉国家の現状分析にあるので、むしろ、「福祉国家の危機」以降顕著になった貧困・不平等の拡大過程にあって、社会保障・社会福祉がどういう理由で削減されて来たのか、またいくのか、それを止めるような手立てはないのか、その中で福祉国家と社会福祉の関係はどのようなものになるのか、といった視点からの分析なのである。

このような課題意識から、教授は1997年にヴィック・ジョージ教授らケント大学グループが執筆した論文集の翻訳を実施した。この論文集は、邦題である『福祉と財政』と示されているように、イギリス福祉国家がオイルショック以降に直面した困難な課題——社会政策に必要な費用を政府がどこまで受容できるのか、言い換えれば、政府にとっての‘Squaring the Welfare Circle’問題（福祉の円〔需要〕に等しい四角形〔資源〕を求める〔調整・充当する〕）として表現する——、に政治がどのように対応してきたのか、またしていくのかを全体的な課題の焦点にしたものである。具体的に戦後の社会政策史と切実化する福祉需要の客観的な現状と将来予測を踏まえて、近未来の社会政策の問題点と課題をまとめている研究である<sup>(5)</sup>。教授が翻訳を実施した理由は、この本が日本にとって有意義な分析視点や政策動向を紹介できるばかりでなく、

ヴィク・ジョージ教授らの「民衆の立場に立った民主主義的な社会政策理論研究に敬意と共感を持ったから」<sup>(6)</sup>なのであった。すなわち、福祉国家が提供する社会政策領域サービスへの需要が増大しているにもかかわらず、それを支える経済環境の変化（ケインズ——ベヴァリッジ型福祉国家路線の止揚）、グローバル化による国際競争力への圧力から国家財政圧迫、民営化や委託化による社会政策のスリム化を進めて来た各政党はいまや国民に対して社会政策の展望を語る事ができずにおり、このままでは残余的な福祉国家への後退が現実化するという警鐘である。であるからこそ、上記のような多様な研究があるのだが、ケント大学グループの結論によれば、前提的な問題なのは「少なくとも先進工業社会では資源の絶対的な欠如はなく、こうした動向は不可避ではない」<sup>(7)</sup>ということ、「その代替的政策を〔彼らは〕『市民の福祉国家』と表現しているが、問題の本質は先に進もうとする政治的な意思の欠如だということ」<sup>(8)</sup>ことなのであり、福祉国家を擁護し支持する政治的勢力の結集如何によっては、このような危機は回避できるといふものなのである<sup>(9)</sup>。この姿勢こそ教授が求めていることと同一線上にあり、「こうした筆者たちの社会政策の捉え方に私は完全に同意する」<sup>(10)</sup>としている。

教授はこの点について端的に次のように指摘されている。「福祉国家比較類型論というのが今とても盛んであるのだけど、僕流に言えば、『積極的な福祉国家』ということの歴史的な現実性を踏まえた上での議論は少ないように思いますね。〔今の流行の類型論に従えば〕なんでも福祉国家になってしまうでしょう？〔日本の研究者たちも、アンデルセンに因んで〕日本型福祉国家の類型〔モデル〕を作るべきではないかという議論があるわけですが、それならその日本型福祉国家は何かといえ、国家がやるべき、責任を果たすべきところを家族や企業などが代替してきた、という意味での類型なんですよ。そのような分析や規定は、かつての『日本型福祉社会論』とまったく同質的なことであって、それを類型という形でモデル化したところでどのような意味があるのかよく理解できないんですよ。かつての『日本型福祉社会論』は実は福祉国家なんていらんという否定の論理だからです」<sup>(11)</sup>。これは国家セクターの責任を担保しないまま、安易に社会福祉サービス供給体制をアウトソーシングしてきた一連の「福祉多元論（welfare pluralism）」批判（第5節をも想起されたい）にもつながる。すなわち、「国家が財政の制約および政治姿勢〔の消極性〕の故に十分に国民のニーズを充足できない現実の中で、国民の協同、ボランティア・アクションの重要性は高まっている……しかし、〔多元化論のように〕企業もサービスに提供者に含めるものが」<sup>(12)</sup>状態（常態）であったとしても、それを簡単に「福祉国家」と言い切ってしまうてよいのか、という疑問であろう。福祉国家の提供する社会サービスが過度に官僚的になり、非効率で専門職の利害が支配的になって利用者の願いに不感症になっているという側面があるにせよ、「公的サービスを生来的にこれらの弱点に陥れがちにする鉄の法則はない。逆に、私的な供給は、特に政府によって規制されないとき、利潤の追求とニードよりはむしろ欲求に答えて、価格と利潤を維持するために供給を制限したり、そして共通善（common good）の概念を無視する短期的視野に支配されることがありえる。……形成されつつある合意は、私的及び公的供給のさまざまな形態と程度を現代社会における必要とみなし、国家を提供者としての

みならず、規制者、計画者、財源付与者ともみなしている。政府は荷を背負いすぎ、非効率であるのに対し、市場はでしゃばりではなく、ダイナミックで効率的であるとするサッチャーの見解は英国社会の経済的、政治的および社会構造にかなりのダメージを与えた。市場は利潤形成には国家より優れているかもしれないが、不可欠な公的サービスをすべての人に供給するにはひどく不適切である。政府が、もし、市場に日常的なベースで経済を運営すべきであると要求するならば、市場も必要な法的枠組、安定した通貨、社会的政治的安定と必要な基盤を政府が提供することを要求している。個人の選択は市場を通じてのみ満足に機能し得るという見解はずっと複雑な状況の戯画化である<sup>(13)</sup>というジョージとワイルディングの分析を教授は高く評価されている。

このような姿勢からいえば、教授にとっては、日本は未だに積極的な福祉国家を経験したことはない、ということは明らかであろう。ここでいう「積極的」という意味は、教授に言わせれば、市民が将来の生活に希望の持てるような条件や社会を作るには社会保障や社会福祉がどのような役割を担っているのか、果たして行くのか、果たしてきたのかという歴史的な分析や将来予測に立った上で、具体的に社会福祉が保障されてきた国家なりそれをすべての市民の立場から見て生活に資してきたという視点からの分析をすることを意味する。福祉国家が現代国家の言い換えであり、福祉国家に限界があるとしても、その限界を突き詰めることなく、経済の阻害要因であると一方的にそれを断罪してきた日本は、その意味ではやはり福祉国家を本気で追求した歴史もなく、まさに福祉国家ではないのである。教授にとっての「積極的な福祉国家」とは、市民の幸福追求権を保障できる責任主体は国家以外にないこと、そのもとで将来の生活や人権が保障される、あくまでも生活主体者としての一般市民の立場にたった福祉国家の姿なのである。そのような意味での福祉国家擁護の姿勢なのである。

さて、積極的な福祉国家が市民の生活、ならびに人権を保障する機能を有するとするならば、それを具体的に社会福祉の場で担うのは他にもない、社会福祉労働者、つまりはソーシャルワーカーということになる。

教授はこれまでソーシャルワークについての言及はほとんどしてこなかった。しかし、社会福祉の国際比較研究を通じて、福祉国家による社会サービスをストリート・レベルで運用するソーシャルワークの理論と教育にも関心を広げられ、その機能やソーシャルワーカー養成課程（教育）の国際比較をも積極的に紹介・分析されるようになってきた。これも特にイギリスとスウェーデン、オランダのそれを中心に行っている。また国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）におけるソーシャルワークの規定からも示唆を得つつ、人権保障を担うソーシャルワーク教育における規範・価値・理論・実践との比較を通じて日本の社会福祉士制度や教育への批判的論及と展望を語っている<sup>(14)</sup>。教授は社会福祉が歴史的に、特に教授のいわゆる第三段階以降のそれが民主主義の成果として、具体的には世界人権宣言（1948年）を保障する内容として展開してきた事実がソーシャルワーク専門職教育と不可分な関係であることから「人間的諸権利を保障するソーシャルワーク教育」について希望を見出している。教授の大学院担当科目である社会福祉国際比較論のレジюмеによれば、国連報告が引用され、ソーシャルワークとの関連が述べられている。教授が特に重

要と感じられた箇所は次のようなものである。

「人間的諸権利は一般的にわれわれの性質に生来的で、それなしにはわれわれが人間として生きることができない諸権利として一般的に定義されることができよう。人間的諸権利と基本的な諸自由は、われわれをフルに発達させ、人間的諸資質、インテリジェンス、能力および自覚を用いること、およびわれわれの精神のおよび他のニーズを満足させることを可能にする。それらはすべての人類の尊厳と労働が尊重と保護を受ける、人類の、生涯にわたって、ますます増加する要求にとって、基礎的 (basic) なものである。……人間的諸権利は普遍的なものであり、差別なしにすべての人々に適用される。どんな特定の環境にいるどの特定の個人ないしグループの諸権利も、それらが同様のもしくは比較できるような他人の諸権利を侵害する恐れがあるときのみ、制限されることがありうる」<sup>(15)</sup>。このような人間の権利とソーシャルワークの関係を教授はまた国連報告のソーシャルワークの定義から引用する。「ソーシャルワーク実践はその始めから、人間的ニーズに応えること、そして人間的潜在可能性および資源を発展させることに焦点を当ててきている。『ソーシャルワークはその目的が社会一般およびその発展の諸形態に、社会的な変化をもたらすことを目的とする、専門職業である』。……『専門的ソーシャルワーカーは人間の福祉および自己実現のためにサービスすることに；個人および社会の行為に関する科学的知識の発展と訓練された使用のために；個人の、グループの、国民的および国際的なニーズと願望に答えるための資源の開発に；そして社会的な正義のために、打ち込んでいる』。……「社会の傷つきやすい部分の状態についての彼らの直接的な知識が、ソーシャルワーク教育者と実践家を、社会政策形成において有益なものにしている。……人間的諸権利はソーシャルワーク理論、価値、および倫理、および実践と切り離すことができない」<sup>(16)</sup>と。

すなわち、個々人のニーズに従って諸資源が公正に分配されず、人々がその発達や潜在能力を発揮できない状態は、言い換えれば、社会正義が達成されていない社会であり、それは人間的諸権利が保障されていない状態を意味しよう。これを前にして、ソーシャルワーカーは自身がかわれる範囲を超えて、つまり社会に働きかける活動をも要請されるのである。そのようなミッションがソーシャルワークに含まれているが故に、このサービスは、ソーシャル (social) なワーク (work) なのである。従ってそれはおのずと生産主義的な労働社会のエシックスと対立する場合が生じる。しかし、そのことがソーシャルワークの本質的な性格でもあり、かつまたそれは擁護されなくてはならないのである。「いいかえれば、現代社会では、すべての人がソーシャルワークのニーズを持つ可能性がある、この点では、日本もニーズとしては当てはまるかな、と感じるのである。障害者など、客観的なハンディを持つ人々の場合にはとりわけ切実であるが、それにとどまらない。他方では、『人と社会的環境との相互作用における問題および不安の解決』という表現における社会的環境に福祉国家諸制度も含まれ、特別に独立させて位置づけていないことは、福祉国家が市民の生活に浸透し溶け込んでいること、福祉国家ならではの表現だと思われる。日本のように福祉国家が未成立な国では、生活の社会的な保障の不充分さが深刻な原因となり、援助を阻」<sup>(17)</sup>んでいる。このような見地から考えるとき、教授にとっての日本での従事者

養成は、関係者の努力にもかかわらず国際的な水準に達しているのかどうかは疑問である、というものである。端的に教授からすれば、日本の社会福祉士は「これがソーシャルワーカーか?」<sup>(18)</sup>と言わしめるほどのものでしかなく、具体的なカリキュラムについてもスウェーデンのそれを引用しつつ、慨嘆されている<sup>(19)</sup>。「いま一つの問題点は、専門職が本当の意味で育たない状況が戦後も現在まで続いていることである……社会福祉士、介護福祉士の国家試験による認定制度の導入は、一方で社会福祉系教育機関の増加をもたらしたが、プラクティカルな知識に偏重して、社会福祉の理論・歴史といった科学性を担保する学習が軽視される傾向が見られる。国家資格を行って専門職資格を認定している国はフィリピンと日本だけである。……国家試験を取らないのは、それがアカデミック・フリーダムの侵害をもたらすことを避けるためである。しかも、国家試験による専門職は名称独占に過ぎず、どれほどの効果をもたらしているであろうか。……『権利としての社会福祉』を実現できるように、『社会変革としての社会福祉』、『社会福祉と国民運動』(括弧内はいずれもストックホルム大学社会福祉学部カリキュラム中の科目名)がまさに問われているのである」<sup>(20)</sup>と。もちろん、教授自身も広い意味でソーシャルワーカー養成に携わっていた意味では自己批判的な慨嘆ではあるのだが。

教授はこのような日本の傾向を憂い、ソーシャルワーク研究にも積極的に参加されるところにまで至っているのである。「社会福祉基礎構造改革」下において、社会福祉は理念までが変更されて今日に至っているといわれている。こうした厳しい環境のなかで、人間の諸権利を実現しえる能力を有する人材こそソーシャルワーカーでなければならず、このことが21世紀の社会福祉を展望していくための一つの道程であることには間違いないであろう。

## むすびにかえて

以上、高島教授の社会福祉研究の歩みを足早に紹介してきた。50年におよぶ教授の膨大な著書・論文を網羅的に分析しまとめあげる力量は筆者にはないので、重大な読み違いや欠落があることをお許しいただきたい。整理というには拙いものにならざるを得ないが、他日もう一度機会を頂いて教授の研究をさらに内在的に分析しながらその研究の全貌を明らかにできればと願っている。

もう一度教授の研究生活を振り返れば、教授は鋭い問題提起と孤立を恐れない断固とした責任感と行動力を示されつつも、社会福祉にとって、利用者やそこで働く社会福祉労働者の主体的な参加を社会福祉前進の基盤として認識されたが、方法的には、民主主義に対する全面的傾倒、社会福祉を民主主義成熟のパロメーターとして理論的に考察することの重要性を説かれてきた。教授の行動力やユーモア溢れる教育力によって、実に多くの人々が立場をこえて教授のもとに集まってきており、教授の周りには多くの理解者や支持者がいる。また教授は後進の指導にあっては、自由な発想を重視されながら、社会福祉の現実を変革するような研究を常に求められてきた。社会福祉の理論や歴史研究は研究者だけの問題ではなく、すべての市民の課題であり、しかしなが

ら、社会福祉労働者や利用者に資するものでなくてはならないことを日頃から指導されてきた。教授の研究姿勢の特徴は、社会福祉を労働者を中心とする勤労者全般の生活と権利を守る不可欠の分野として認識し、彼らの生活破壊の原因がどこにあるのかを歴史的かつ国際的枠組みから明らかにしつつ、解決の方途を勤労者および福祉労働者と協同しながら克服していく姿勢であり、それは教授が少なくとも本学に奉職されて以降変化することはなかったといえるだろう。この意味で高島教授の社会福祉研究・教育における貢献が日本にはまだ必要とされており、また全国的にも要請されていることを強調して本稿を終わりたい。

最後に、高島進教授がご健康に留意され、日本福祉大学および日本の社会福祉研究・教育の発展のために、相変わらず、久しく私たち後進をご鞭撻下さるようお願いしたい。

#### はじめに の注

(1) 本稿は、高島進教授の社会福祉研究を振り返りながら、私たち後学がそれをどう受け止め、継承し発展させていくかについての論点整理を準備する作業の一端という性格を強く持っている。したがって、教授の社会福祉研究の特徴の幾つかを紹介しながら、戦後社会福祉研究史上、教授が貢献されたと思われる諸点を評価する形になっている。紙幅の関係および筆者の能力の関係から、現在の社会福祉研究を取り巻く研究方法上のパラダイム・シフトを考慮しつつ、高島教授が残された研究に対してより綿密な内在的批判を行うことも後学の務めであることは重々承知しているが、その作業は別稿を期したい。なお、本稿の文体や構成については、かつて故浦辺史教授が退任された際に教授が書かれた論文「浦辺史教授のひと業績」（『日本福祉大学研究紀要』第28号、1976年）を大いに参考にさせていただきながら執筆していることも予めお断りしておきたい。高島教授の教えを受けた人は、社会福祉研究および教育者として独立された方を初め多数にのぼるが、大学教員に赴任したての筆者がこのような大役を引き受けざるを得なかった事情は別としても、高島教授の業績を紹介するには、かつて教授が先輩を送り出した形式に準拠する方がよいと判断したためである。

#### 第1節注

(1) 高島教授への聞き取り（2003年8月21日）による。なお、この聞き取り内容については、先に出版された高島進「日本福祉大学の歴史と社会福祉研究」『福祉研究』（日本福祉大学社会福祉学会編）第86号、1998年および「社会福祉歴史研究の意義（最終講義）」同誌、92号、2003年と重複している部分がある（以下同じ）。

#### 第2節注

- (1) 高島進「戦前における学生セツルメントの性格について」高島進『社会保障と社会福祉』汐文社、1971年、326頁
- (2) 同上、327頁
- (3) 同上、327頁
- (4) 同上、327頁
- (5) 高島進「戦後の学生セツルメントの『地域組織化』について」高島進前掲書、349頁
- (6) 高島、前掲書、353頁
- (7) 高島教授への聞き取りによる
- (8) 高島教授への聞き取りによる
- (9) 高島教授への聞き取りによる
- (10) 高島教授への聞き取りによる

- (11) 高島教授への聞き取りによる。なお、中部社会事業短期大学の設立経緯、および短期大学から4年制の日本福祉大学に昇格する過程や初期教育カリキュラムの内容については、秦安雄「私と日本福祉大学——教育・研究46年」『福祉研究』第91号、2002年に詳しい。それによれば、1953年設立当時の新入生は83名であり、専任教員はわずかに8名であった。

### 第3節注

- (1) 秦前掲論文、22頁  
 (2) 高島進「イギリス 救貧法」高島『社会保障と社会福祉』前掲、90頁。傍点は原文  
 (3) 高島教授への聞き取りによる  
 (4) 宮田和明「『新政策論』論争」真田是編著『戦後日本社会福祉論争』法律文化社、1979年  
 (5) 高島進「日本福祉大学の歴史と社会福祉研究」『福祉研究』第86号、1998年、12頁  
 (6) 高島進「浦辺史教授の人と業績」『日本福祉大学研究紀要』第28号、1976年、19頁  
 (7) 高島、前掲(5)  
 (8) 高島、前掲(6)  
 (9) 高島、前掲(6)、20頁  
 (10) 同上、21頁  
 (11) 同上、21頁  
 (12) 同上、21頁。なお、この両者の基本関連については、木村正身「近代主義的貧困観の成立——シーボーム・ラウントリーを中心に」香川大学経済学部『研究所年報8』1968年での指摘も見られたい。  
 (13) 同上、21頁  
 (14) 同上、22頁  
 (15) 同上、22～26頁

### 第4節注

- (1) 高島進『現代の社会福祉理論——国家独占資本主義と社会福祉』ミネルヴァ書房、1973年、はしがき  
 (2) 同上、2頁  
 (3) 同上、4～5頁  
 (4) 同上、5頁  
 (5) 同上、14頁  
 (6) 同上、15頁  
 (7) 同上、15頁  
 (8) 同上、15頁  
 (9) 「戦後日本における社会福祉の歴史的展開」高島前掲(1)、第1章  
 (10) 高島教授による孝橋理論への批判的論及については、高島進「現代社会福祉論研究の課題——孝橋理論の問題点にかかわらせて」『戦後社会福祉の展開』ドメス出版、1976年を参照。教授はインタビューにおいても「孝橋さんは、戦後に主な理論を提起したんだけど、そのときは[戦前の]大河内さんと違って奴隷の言葉を使う必要性がなかったのに、大河内さんと同じような[理論]構成を取っているんですね。民主主義の成果を全然考慮に入れない理論は、果たして、社会福祉を国民のものにしていくのに実践的な意義があるのかどうか、それを疑問に思っていましたし、今も思っています。それに彼の構成だと、理論は正しくて現実が間違っている、という逆さの論理になってしまう、それはいかがなものか、ということです」と述べられている。浦辺史氏の理論的蓄積を教授なりに咀嚼しなおしたのが後の「三段階発展論」に結実していくのである(第3節参照)。  
 (11) 高島前掲書(1)、8頁  
 (12) 同上、141頁  
 (13) 同上、145頁

- (14) 周知のとおり、戦後イギリスの社会政策学 (Social Policy and Administration) の建設の父と評されたティトマスは、晩年の著作で社会政策には3つの類型があることを提示した (Social Policy An Introduction, London, 1974)。もともとこれはティトマスによる福祉の価値認識を基にした分類把握であるが、社会政策は歴史的に言っても、「残余的な社会政策」(救貧法)、「職域的な社会政策」(社会保険)、「(国家)制度的な社会政策」(社会サービス)という変遷を辿っているとも言える。この意味で、高島教授の「三段階発展論」と通じるものがあると言えないだろうか。但し、イギリスの社会政策が包摂する範囲と日本の社会政策 (sozialpolitik) のそれは異なるが。
- (15) 高島、前掲(1)、9~12頁。教授自身も認めているが、例えば、社会福祉と福祉との関連について、「社会的不幸を完全に解決することは社会福祉がさらに拡大して『一般対策』を完全に含みこむことによって可能となる」と述べたことは、あたかも社会福祉の改良闘争を積み重ねれば福祉が実現できるとか、社会主義に到達できるとかのごとき誤解を生む改良主義的表現で誤っている」と述べている。「私の真意は革命によって搾取関係が解消されることによって、不幸の社会的原因が除去され、『一般対策』自体の性格も人々の福祉を高めるという社会によって貫かれたものとなり、社会福祉自体が不要となるのであるが、福祉国家イデオロギーは社会福祉の拡大が『一般対策』との関係を重複関係を作り出すことをもって『一般対策』すべてが民主化され、福祉を目的するものに転化したかのように主張し、社会主義社会における「一般対策」と福祉の関係が資本主義社会においても実現不可能であるかのごとく描き出すことの間接性を表現したかったのである。現代の社会福祉と「一般対策」との関連が重複する必然性の側面から分析するとき、労働力の再生産過程の社会化の必要の発展とその制度化である「一般対策」の資本主義社会における貧困、立ち遅れの必然性、および「一般対策」を貫くところの、そして人民の福祉の要求である人間的生活の再生産の保障と対立する、資本の労働力再生産の論理が制度化の発展にともなって拡大強化することが現代の貧困、生活破壊の重要な一側面ととらえられ、したがって社会福祉における権利としての人民の要求が労働権・教育権・医療権・環境権・社会保障権として明確化されること、そして重複関係の必然性が社会福祉と「一般対策」との間にもたらされることのみならず、労働力の再生産という資本の論理から切り捨てられる部分であるだけに社会福祉の対象たる生活障害の担い手に対する「譲歩」としての権利の一定の保障が、「一般対策」における人民の福祉要求の論理をきわだった形で資本の論理に対置することになること、さらに、そうして、社会福祉および「一般対策」における階級闘争の相互関連を生み出すことが明らかになる。「一般対策」の民主化は社会主義によってはじめて保障され、他方、社会主義はそのとき、社会福祉を不要化して消滅させ、そこに部分的ながら人民の要求を反映して蓄積された成果は、……社会主義的制度のなかにうけつがれる」(同9~10頁)。ここで気が付くのだが、教授のこの当時の表現が、分析手法がマルクス主義的なものであるにもかかわらず、展望としてはフェビアン的な社会主義を理想視していたことにあると思われることである。「革命」や「階級闘争」による社会主義とは、当時のマルクス主義の常套句であるが、教授のなかでのこれらのターミノロジーの整理は確かに明確ではないように思われる。但し、いわゆる暴力を通じた階級闘争によって革命に到達して社会主義社会を達成させるという方式は教授の本意ではないことは明確であろう。漸進主義的な改良がフェビアンの、議会主義を通じた社会主義への途であるとジョージとワイルディングは述べているが、教授も社会福祉が優れて民主主義的な契機を体現している側面があることを認めている以上、フェビアン的な社会主義像を描かれていたのかも知れない。ただし、やはりこの点の整理や説得性はやや不分明であり、教授の当時の若さと気負いも伺える。マルクス主義とフェビアン主義の差異については、Vic George and Paul Wilding (1985), *Ideology and Social Welfare*, revised edition, London: Routledge and Kegan Paul. (ヴィック・ジョージ、ポール・ワイルディング (美馬孝人・白沢久一訳) 『イデオロギーと社会福祉』 剋草書房、1989年) を参照。
- (16) 高島進『社会福祉の理論と政策——現代社会福祉政策批判』ミネルヴァ書房、1986年、iii
- (17) ただし、教授はインタビューで30年前に「三段階発展論」を提起したときは、かなり当時のマルクス主義的な用語を意識的に使っていたと思われるが、今は階級闘争という言葉は日本においては誤解を招くので、社会福祉の内容・水準はその国なり地域なりの民主主義の水準を表している、そういう考え

である、という趣旨を述べられている。ただし、この「三段階発展論」の基本枠組みの有効性は現在においても変わらず、福祉国家や社会福祉サービスを分析する際に今でも重要であり、その考えは不変であるとも述べられている。

#### 第5節注

- (1) 高島進「ライフサイクル論と社会福祉」高島進『社会福祉の理論と政策——現代社会福祉政策批判』ミネルヴァ書房、1986年、51頁
- (2) 同上、50頁
- (3) 同上、16頁
- (4) 同上、i
- (5) 同上、i
- (6) 同上、v
- (7) 同上、145頁
- (8) 同上、52頁
- (9) 同上、52頁
- (10) 同上、54頁
- (11) 同上、56頁
- (12) 同上、57頁
- (13) 同上、57頁、ただし引用は石上良平『英国社会思想史研究』1957年、54-5頁による
- (14) 同上、58頁
- (15) 同上、58頁
- (16) 同上、59頁
- (17) 同上、59頁
- (18) 同上、65頁
- (19) 同上、64頁
- (20) 同上、59頁
- (21) 高島進教授への聞き取りによる。
- (22) 高島進「『社会福祉計画論』の批判的考察——三浦文夫氏の理論を中心に」高島『社会福祉の理論と政策——現代社会福祉政策批判』ミネルヴァ書房、1986年、151頁
- (23) 同上、157頁
- (24) 同上、153頁
- (25) 同上、157頁
- (26) 同上、167～168頁
- (27) 同上、165～166頁
- (28) 同上、166頁
- (29) 同上、167～168頁
- (30) 同上、164頁
- (31) 同上、153頁
- (32) 同上、154～155頁
- (33) 同上、186頁
- (34) 同上、155頁
- (35) 同上、186頁
- (36) 「計画論」の方向性を基本的に支持している平岡公一氏も、ティトマスの援用に触れて次のように述べている。「ティトマスのソーシャル・アドミニストレーション理論は、政策科学的な色彩がかなり強いものではありましたが、単なる政策技術論にとどまるものではありませんでした。……ティトマスの

場合、具体的な政策の分析や評価は、平等主義とか愛他主義 (altruism) の理念に基づく社会改革の構想、あるいは階級社会を超えた統合された社会への、いわば熱烈な希求とでもいうべきものと結び付いていたことが……読み取れます。……こういった幅広い視点からの議論は、あえて区別すればソーシャル・アドミニストレーションというよりもソーシャル・ポリシー (social policy) の領域に属するものだと、ティトマス自身が明確に述べているわけですが、ただ、ティトマスが強調したことは、このふたつを明確に区別すべきだということではなく、両者を切り離しては有効な議論を行うことはできないということでした。すなわち、いかにニードを充足していくかという方法の検討は、ニードを引き起こした責任の所在の追求とか、政策の基礎にある価値観、あるいはそれに基づく将来の社会ビジョンというものと、切り離すことのできないものであるというのがティトマスの考え方であったわけです。おそらくこのような問題意識を受け継ぎながら、社会福祉政策論というものを構想するとしたら、それは批判的政策科学というべき性格のものになるうかと思えます。ここで「批判的」という言葉は、政策の対象となるニードを生み出す社会構造の問題性の抽出や政策の形成・実施の基礎にある価値観の相対化や権力構造自体の正統性の問い直しを含むという意味において用いています。……それにとどまらずニード充足の際の倫理的、道徳的に正当な方法、公平な方法はどのようなものであるのかという点についての議論を含むものであるということになります」平岡公一「ニード論の視点から」京極高宣・小林良二・高橋紘士・和田敏明編『福祉政策学の構築——三浦文夫氏との対論』全社協、1988年、16～17頁。傍点は引用者による。ただし、「計画論」の骨子がいづれにしても政策の基礎にある価値観、ニードを生み出す社会構造や責任の所在を「批判的に」検討しているとは言えないであろう。その意味でこの平岡氏の指摘は、教授の「計画論」への「批判的」考察の一部を的確に言い換えているといえよう。

#### 第6節注

- (1) 高島進『超高齢社会の福祉』大月書店、1990年
- (2) 例えば、高島進「欧米の福祉政策の動向」『総合社会福祉研究』第2号、1990年では留学の成果として、ヨーロッパの失業（貧困化）問題とスウェーデンおよびイギリスの高齢者サービス（地域福祉）との関係などを論じている。
- (3) 高島進『社会福祉の歴史——慈善・救貧法から現代まで』ミネルヴァ書房、1995年で教授が高く評価しているのは、スウェーデンの社会（福祉）政策であり、特に社会サービス法（1982年）、いわゆるエーデル改革（1990年）から端を発したLSS（機能障害者援助・サービス）法（1993年）が人間の必要（人間の諸権利：教授は福祉国家の理念を世界人権宣言の内容の実現とみる）を充足する志向性を持った内容を有しており、ここに一つの展望を見出しているようである。
- (4) 東京大学社会科学研究所編『福祉国家1～6』東京大学出版会、1985年、同『転換期の福祉国家（上下）』、1988年らが1980年代の福祉国家研究における到達点とすれば、1990年以降はこの種の研究が一挙に拡がりを見せているといえる。主なものだけでも、エスピン・アンデルセン（岡沢恵英・宮本太郎監訳）『福祉資本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と動態』ミネルヴァ書房、2001年、エスピン・アンデルセン（渡辺雅男・渡辺景子訳）『ポスト工業経済の社会的基礎——市場・福祉国家・家族の政治経済学』桜井書店、2000年、エスピン・アンデルセン（渡辺雅男・渡辺景子訳）『福祉国家の可能性——改革の戦略と理論的基礎』桜井書店、2001年、埋橋孝文『現代福祉国家の国際比較——日本モデルの位置づけと展望』日本評論社、1997年、宮本太郎『福祉国家という戦略——スウェーデン・モデルの政治経済学』法律文化社、1999年、毛利健三編著『イギリス社会政策史1945～1990』ミネルヴァ書房、1999年、宮本太郎他編著『比較福祉国家論——揺らぎとオルタナティブ』法律文化社、1999年、宮本太郎編著『福祉国家再編の政治』（『講座 福祉国家のゆくえ1』）、埋橋孝文編著『比較のなかの福祉国家』（『講座福祉国家のゆくえ2』）、武智秀之編著『福祉国家のガヴァナンス』（『講座福祉国家のゆくえ3』）、2002年～などである。
- (5) Vic George and Stewart Miller (eds.)(1994), Social Policy Towards 2000: Squaring the Welfare Circle, Routledge. (高島進監訳『福祉と財政——いかにしてイギリスは福祉需要に財政を調整してき

- たか?』都市文化社, 1997年)
- (6) 同翻訳書「監訳者あとがき」301頁。傍点は引用者による。
- (7) 同上, 302頁
- (8) 同上, 302頁
- (9) 「先進産業社会はすべての市民に普遍的な社会的サービスを提供する十分な経済資源を持っている。しかし社会がそうするかどうかは、一国内の福祉国家を支持する政治的諸力の強さに依存するのである」  
 ヴィク・ジョージ, ポール・ワイルディング, 『イデオロギーと社会福祉』訳書「日本語版への序文」  
 vi ~ vii
- (10) 高島前掲監訳書「監訳者あとがき」302頁
- (11) 高島教授への聞き取りによる。教授の発言から理解できるように、日本の福祉国家類型論（埋橋氏らの研究）は、日本の社会保障システムが欧米の折衷的な位置にあるとか、ないとか、ワークフェアが強く働いてきたとか、企業セクターの力が相変わらず強いとか、といった趣旨の日本型モデル（類型）把握なのである。これも日本の福祉国家の現状を研究しているには違いないが、教授の問題意識とかなり違うことは明瞭であろう。なお、高島教授の積極的福祉国家としての成果であるスウェーデンの最新成果についての分析は、高島進「『福祉国家』と社会福祉サービス——スウェーデンと日本の比較」『日本福祉大学社会福祉論集』第109号, 2003年を参照されたい。
- (12) 高島進「社会福祉から見た福祉国家」社会政策学会編『「福祉国家」の射程』ミネルヴァ書房, 2001年, 124~125頁
- (13) Vic George and Paul Wilding, *British Society and Social Welfare: Towards a Sustainable Society*, London: Macmillan, 1999, p. 204. 翻訳は教授による注(12)の125頁および注(14)の「ソーシャルワークの規制」論文の教授によるコメントからのもの。先のケント大学グループへの評価といい、高島教授の福祉国家擁護の姿勢は、まさにイギリスフェビアン主義（左派）の見解にもっとも近いというべきである。
- (14) David Jones and Paul Corrigan (2000), *Regulating Social Work: A Case Study in Changing from the United Kingdom*, IFSW/IASSW World Symposium-Montreal (ディビッド・ジョーンズおよびポール・コリガン「ソーシャルワークの規制：連合王国からの変化のケース・スタディ」高島進訳・コメント), United Nations Centre for Human Rights, in cooperation with the International Federation of Social Workers and International Association of Schools of Social Work (1992), *Teaching and Learning about Human Rights: A Manual for Schools of Social Work and the Social Work Profession*, United Nations. (高島進訳「人権——人間的諸権利について考えることと学ぶこと：ソーシャルワーク・スクールとソーシャルワーク専門職へのマニュアル, 2002年, 国連報告)
- (15) 高島進「社会福祉国際比較特講」(2003年度)レジュメ, 33頁
- (16) 同上, 34~36頁
- (17) 同上, 32頁
- (18) 同上, 36頁
- (19) 高島前掲論文(11), 24~26頁
- (20) 高島前掲(15), 31頁~32頁

高島進教授の略年譜・業績一覧 (2003年7月現在まで)

高島進教授略年譜

1) 略歴

1933年3月、父力之助・母ふさの三男として、東京都日本橋区に生まれる。

1963年4月、横井兼一・きみ子の息女寿子と結婚。長男拓哉、長女ゆかり、次男弘志。

現住所 愛知県津島市中地町

2) 学歴

1940年4月東京都日本橋区立千代田小学校 (41年より国民学校) 入学

1945年4月東京都立九段中学入学

1951年4月東京大学教養学部文科二類入学

1956年3月東京大学文学部西洋史学科卒業

3) 職歴

1956年4月 中部社会事業短期大学助手

1957年4月 日本福祉大学社会福祉学部助手

1959年7月 日本福祉大学社会福祉学部講師

1964年4月 日本福祉大学社会福祉学部助教授

1975年1月 日本福祉大学社会福祉学部教授

1998年3月 日本福祉大学社会福祉学部定年退職

1998年4月 日本福祉大学特別任用教授

2003年3月 同校退職 (日本福祉大学名誉教授)\*

2003年4月 関西国際大学教授

この間、日本福祉大学社会福祉学部長、同大学院社会福祉学研究科長、同大学社会科学研究所長などを歴任した。

\*ただし、日本福祉大学大学院社会福祉学研究科・日本福祉大学社会福祉学部保健福祉学科にて非常勤講師を現在も務めている。

4) 非常勤講師

この間、日本社会事業大学 (欧米社会事業史)、東京大学大学院教育学研究科 (社会事業史)、愛知県立女子短期大学 (現愛知県立大学：児童福祉論)、愛知県立大学 (社会福祉発達史)、鹿児島経済大学 (現鹿児島国際大学：社会福祉発達史)、名古屋大学大学院教育学研究科 (社会福祉と社会教育)、愛知江南短期大学 (社会福祉概論)、岐阜大学大学院地域科学研究科 (社会福祉原論)、鹿児島国際大学大学院福祉社会学研究科 (国際社会福祉特論) などで講義をした。

5) 在外研究調査活動

- ・ 1966 - 67 年 イギリス, アメリカ
- ・ 1988 - 89 年 イギリス, アメリカ, スウェーデンなどで在外研究に従事

6) 学会活動など

- ・ 日本社会福祉学会 (1956 年入会 ~ 現在に至る. この間, 学会理事を歴任)
- ・ 日本社会政策学会 (1956 年入会 ~ 現在に至る)
- ・ 社会事業史学会 (1973 年社会事業史研究会発足より世話人, 事務局を担当, 現在同学会会長)
- ・ 日本社会事業学校連盟副会長 (1996 年 4 月より 1998 年 3 月まで)
- ・ 日本社会福祉学会中部部会常任幹事 (現在に至る)

7) 学外活動など

- ・ 1999 年 10 月より現在まで介護を充実させる会愛知連絡会 (通称 愛知介護の会) 代表世話人.
- ・ 1985 年より『社会福祉シンポジウム』(現在の「社会福祉研究交流集会」) の世話人
- ・ 1986 年 5 月より, 1988 年 4 月まで、日本科学者会議愛知支部幹事、1998 年 5 月より 2002 年 4 月まで日本科学者会議愛知支部代表幹事.
- ・ 1953 年より, 愛知県社会保障推進協議会講師, その後顧問で現在に至る.
- ・ 1980 年より今日まで愛知県革新統一懇談会幹事
- ・ 1959 年より「安保条約・反対平和と民主主義をまもる学者文化人の会」幹事. その後も学者文化人レベルの運動には, 日本福祉大学を代表してほとんど幹事をつとめる (その他社会保障および民主主義をまもる一時的な運動にはほとんど幹事として参加).

現在いわゆる民主的な団体には平和委員会 (1956 年より), 日本ユーラシア協会 (1957 年より), 生活と健康を守る会 (1950 年代前半より) の会員になり現在に至る.

高島進教授主要業績譜

1. 単独著書

- ・ 『社会保障と社会福祉 —— その歴史と現実』 汐文社, 1971 年
- ・ 『現代の社会福祉理論 —— 国家独占資本主義と社会福祉』 ミネルヴァ書房, 1973 年
- ・ 『イギリス社会福祉発達史論』 ミネルヴァ書房, 1979 年
- ・ 『社会福祉の理論と政策 —— 現代社会福祉政策批判』 ミネルヴァ書房, 1986 年
- ・ 『超高齢社会の福祉』 大月書店, 1990 年
- ・ 『社会福祉の歴史 —— 救貧法, 慈善事業から現代まで』 ミネルヴァ書房, 1995 年
- ・ 『アーノルド・トインビー』 大空社, 1998 年

## 2. 共著書

- ・『講座社会保障（第3巻）』至誠堂，1959年，近藤文治，小川政亮，佐口卓，吉田秀夫、坂寄俊雄，天達忠雄，大村潤四郎，吉田久一，高坂正俊，角田豊，岸勇，西岡幸泰，金子卓治，一番ヶ瀬康子氏と。
- ・『社会保障と社会事業』医歯薬出版，1960年，佐口卓，柴田善守，一番ヶ瀬康子，吉田久一，小川政亮，仲村優一，鷺谷善教氏と。
- ・『社会事業概説』ミネルヴァ書房，1964年，吹田盛徳，一番ヶ瀬康子，岸勇，孝橋正一，児島美都子，守屋茂，小川政亮，小倉讓二，大塚達夫，真田是，重田信一，浦辺史，鷺谷善教氏と。
- ・『社会事業の歴史』誠信書房，1964年，吉田久一氏と。
- ・『施設養護論』ミネルヴァ書房，1966年，浦辺史，積惟勝，右田紀久恵，児島美都子，糸賀一雄，藤村哲，内山太郎，秦安雄，小笠原祐次，宇治谷義雄，小川信子，大阪讓治，上田千秋氏と。
- ・『社会福祉論』有斐閣，1968年，一番ヶ瀬康子，真田是，高沢武司，窪田暁子，川上昌子，三和治，佐々木交賢，向山耶幸氏と。
- ・『現代の社会保障』法律文化社，1968年，坂寄俊雄，真田是，島田啓一郎，小倉襄二，角田豊，小川喜一，大塚達雄，吹田盛徳，住谷馨，中将毅，辻村一郎，加藤睦夫，宮本憲一，堂面秋芳，三塚武男，井垣章二，桑原昌弘，宮崎鎮雄氏と。
- ・『児童学ハンドブック』朝日書店，1973年，守屋光雄，小川太郎，宍戸健夫，山田栄氏らと。
- ・『社会福祉要論』ミネルヴァ書房，1975年，浦辺史，岡村重夫，木村武夫，孝橋正一各氏と。
- ・『社会福祉論（新版）』有斐閣，1975年，一番ヶ瀬康子，真田是，高沢武司，細川純正，窪田暁子，白沢久一，三和治，児島美都子，杉本美江，岩田正美，寺脇隆夫氏と。
- ・『児童問題講座（第1巻）』ミネルヴァ書房，1976年，一番ヶ瀬康子，岩田正美，古川孝順，松村祥子，津曲祐次，宇都栄子，金田茂郎，丹野喜久子，寺脇隆夫，川上昌子，小川信子，松本園子，右田紀久恵，小野寺百合子，春見静子，山崎明美，窪田暁子，飯野節夫，井出弘子，駒野陽子，奥山みえ子，橋田信介，川瀬善美氏と。
- ・『社会福祉学を学ぶ——権利としての社会福祉』有斐閣，1976年，小川利夫，高野史郎氏と。
- ・『戦後社会福祉の展開』ドメス出版，1976年，吉田久一，孝橋正一，岡村重夫，小松源助，籠山京，江口英一，中鉢正美，高野史郎，白沢久一，前田大作，上田千秋，小川利夫，一番ヶ瀬康子，宍戸健夫，大谷嘉朗，土井洋一，津曲裕次，加藤康昭，清水寛，右田紀久恵，今岡健一郎，阿部志郎，浦辺史，柴田善守，五味百合子，松野純孝，宇都栄子氏と。
- ・『社会福祉教室』有斐閣，1977年，仲村優一，三浦文夫，宇都栄子，佐藤進，板山賢治，花村春樹，定藤丈弘，高橋紘士，秋山和夫，前田大作，忍博次，福田垂穂，岡田正章，萩原清子，阿部志郎，土井洋一，中島さつき，田端光美，根本嘉昭，高沢武司，小笠原祐次，秋山

智久氏と。

- ・『現代の福祉』有斐閣，1977年，真田是，河合幸尾，遠藤滋，古川孝順，児島美都子，坂野光俊，小川利夫，岡上和雄，加藤園子氏と。
- ・『社会福祉の明日を——その原理と実践を考える』ミネルヴァ書房，1979年，堀要，窪田暁子，坪上宏，宮田和明，児島美都子，秦安雄，大泉溥，都丸泰助，大友信勝，遠藤宏一，土方康夫，勅使千鶴，山口幸男，山田順一氏と。
- ・『名古屋市政の現実と可能性』東海自治体問題研究所，1980年，都丸泰助，飯田哲也，川北信彦，木俣広夫，浜川一憲，中田実，野原敏雄，岩下弘，中田照子，山田明，遠藤宏一氏と。
- ・『社会福祉の課題と展望』川島書店，1982年，仲村優一，一番ヶ瀬康子，阿部志郎，吉田久一，江口英一，籠山京，藤井康，曾原利満，大本圭野，三浦文夫，林千代，高橋重宏，原田信一，小沼肇，佐藤豊道，岡田真，春見静子，重田信一氏と。
- ・『日本の養護（83年版）』ブックショップ・マイタウン，1983年，積惟勝，石田太禅，杉園正人，中沢啓治，村岡末広，朝倉恵一，竹中哲夫，中田照子，森田席三郎，加藤幸男，小川利夫，堀江重信，春日明子，祖父江文宏，玉木英雄，増山均氏と。
- ・『現代の福祉改革と労働問題』啓文社，1983年，相沢与一，保谷昌弘，二宮厚美，桐木逸朗，儀我壮一郎，西村裕通，能塚正義，木村隆之，向井喜典氏と。
- ・『人権としての社会保障原則』ミネルヴァ書房，1985年，小川政亮，井上英夫，笛木俊一，脇田滋，倉岡小夜，木下英雄，遠藤昇三，大山博，公文昭夫氏と。
- ・On the Theory, History and Values of Welfare in Industrialized Societies (英文)，1991年 Åbo Akademi, Satish Sharma, Yoshiro Hashimoto, Ben Ioka, Tom Walz, Lars Gunnar Lingas, Helena Blomberg, Christian Kroll 氏と。
- ・『現代の社会福祉』エディケーション，1995年，竹中哲夫，永岡正己，秦安雄，宮田和明，米澤國吉，河合幸尾，芝田英昭，武田宏，垣内國光，後藤澄江，沢田清方，笛木俊一，大野勇夫，加藤幸雄，野口定久，川田誉音，鈴木清覚，神田ふみよ，鈴木峰安，坂口由美子，清水将一氏と。

### 3. 編著・監修

- ・『社会福祉の基礎知識』有斐閣，1973年，小倉襄二，小松源助氏と。
- ・『社会福祉の歴史（講座社会福祉2）』有斐閣，1981年，一番ヶ瀬康子氏と。
- ・『日本資本主義と国民生活（講座今日の日本資本主義第9巻）』大月書店，1982年，池上惇氏と。
- ・『戦後社会福祉の総括と21世紀への展望——総括と展望』，ドメス出版，1999年，一番ヶ瀬康子，高田真治，京極高宣氏と。

4. 学術論文 - 1 (雑誌所収のもの)

- ・「戦前における学生セツルメントの性格について —— 東京大学セツルメントを中心に ——」『日本福祉大学研究紀要』第1号, 1957年10月
- ・「戦後の学生大学セツルメントの『地域組織化』について」『社会事業』第41巻第12号, 全国社会福祉協議会, 1958年12月
- ・「1834年救貧法改正の意義に関する一考察」『日本福祉大学研究紀要』第2号, 1958年12月
- ・「被災低所得階層からみた災害救助法」『社会事業』第42巻第12号, 全国社会福祉協議会, 1959年12月
- ・「『災害地区の社協を中心とした総合的社会福祉活動』の意味するもの —— 全国社会福祉大会第5委員会によせて」『社会事業』第43巻第10号, 全国社会福祉協議会, 1960年10月
- ・「所得倍増と社会保障」『福祉研究』第10号 (日本福祉大学人間関係研究所), 1961年12月
- ・「18世紀博愛事業の性格に関する一試論」『日本福祉大学研究紀要』第9号, 1963年7月
- ・「社会保障の現実論と理想論 —— 社会保障のあり方と現実のギャップ」『週間社会保障』Vol. 7, No. 219 (社会保険法規研究会), 1963年9月
- ・「バーネットの大学セツルメント思想 —— その社会改良主義的性格」『日本福祉大学創立10周年記念研究論文集』1964年3月
- ・「災害予防の可能性を生かすもの」『月刊福祉』第48巻, 1965年9月
- ・「19世紀救貧法収容児童処遇の展開 —— 近代的児童福祉施設成立史の一側面」『日本福祉大学研究紀要』第9号, 1966年3月
- ・「民間社会事業の位置と危機の本質」『地域福祉』第5巻第2号, 1967年2月, 日本生命済世会
- ・「皆保険下の貧困と疾病 —— 医療保障の現状と問題点」『賃金と社会保障』第412号, 労働旬報社, 1967年4月
- ・「イギリスの社会保障動向」『海外社会保障情報』第2号, 社会保障研究所, 1968年8月
- ・「イギリスの社会保障」『月刊福祉』第51巻第8号, 全国社会福祉協議会, 1968年10月
- ・「イギリスの社会保障」『労働農民運動』第31号, 新日本出版社, 1968年10月
- ・「学生セツルメントの動向」『月刊福祉』第51巻第10号, 全国社会福祉協議会, 1968年10月
- ・「イギリスにおける貧困問題と選別性論」『社会福祉学』第8・9合併号, 日本社会福祉学会, 1969年6月
- ・「社会保障と社会福祉」『週刊社会保障』第23巻第527号, 社会保険法規研究会, 1969年8月
- ・「70年代と社会福祉」『福祉研究』第23号, 日本福祉大学社会福祉学会, 1970年9月
- ・「戦後社会福祉の歴史的展開」『日本福祉大学社会福祉研究所年報』第4号, 1971年11月
- ・「社会福祉の発展法則と現段階 —— イギリス史における試論」『日本福祉大学研究紀要』第

20・21 合併号, 1972 年 5 月

- ・「社会福祉をいかに理解すべきか —— 歴史的視点からの試論 ——」『福祉研究』第 26 号, 日本福祉大学社会福祉学会, 1972 年 7 月
- ・「1970 年社会福祉政策の動向と問題点」『日本福祉大学社会福祉研究所年報』第 5 号, 1972 年 9 月
- ・「飯山市の社会福祉」『日本福祉大学社会福祉研究所年報』第 5 号, 1972 年 9 月
- ・「社会福祉の今日的課題」『週間社会保障』第 26 巻第 700 号, 社会保険法規, 1972 年 12 月
- ・「『福祉』の歴史と思想 —— 日本と欧米を対比させて」『ジュリスト』537 号, 有斐閣, 1973 年 6 月
- ・「戦後日本におけるイギリス救貧法研究」『社会事業史研究』第 1 号, 社会事業史研究会, 1973 年 10 月
- ・「革新自治体における福祉政策の視点」『ジュリスト』572 号, 有斐閣, 1974 年 10 月
- ・「地方財政危機と福祉抑制論批判」『賃金と社会保障』第 682 号, 労働旬報社, 1975 年 9 月
- ・「浦辺史教授の人と業績 —— 社会福祉研究を中心に」『日本福祉大学研究紀要』第 28 号, 1976 年 3 月
- ・「福祉見なおし論の福祉観」『経済』第 151 号, 新日本出版社, 1976 年 11 月
- ・「ライフサイクル計画と社会福祉」『日本福祉大学研究紀要』第 30 号, 1976 年 11 月
- ・「『福祉見なおし』論と福祉労働者の課題」『賃金と社会保障』第 726 号, 労働旬報社, 1977 年 7 月
- ・「国民のための社会福祉論をめざして」日本科学者会議編『日本の科学者』第 14 巻第 6 号, 水曜社, 1979 年 6 月
- ・「トインビー・ホールの思想 —— A. トインビーと S. パーネット」『社会福祉学』第 21 - 1 号, 日本社会福祉学会, 1980 年 4 月
- ・「現代の貧困と福祉事務所職員」『賃金と社会保障』第 790 号, 1980 年 5 月
- ・「過疎地域振興特別措置法: 産業振興老人対策の強化 —— 新たな段階を迎える過疎対策」『時の法令』1074 号, 1980 年
- ・「『日本型福祉社会』と社会福祉」『季刊福祉問題研究』第 3 号, 日本社会福祉労働組合, 1981 年 4 月
- ・「社会福祉と部落問題 —— 臨調行政改革がねらうもの」『部落』34 (10), 1982 年
- ・「福祉の歴史と現代」『法の科学』第 10 号, 民主主義科学者協会法律部会, 1982 年 10 月
- ・「『行革』がめざす社会福祉」『1982 年日本の子どもと児童相談所』児童相談所問題研究会, 1983 年 6 月
- ・「『社会福祉計画』論の批判的考察 —— 三浦文夫氏の理論を中心に」『日本福祉大学研究紀要』第 58 号第 1 分冊, 1984 年 1 月
- ・「今日の社会福祉史研究の課題」『社会福祉学』第 25 - 2 号, 日本社会福祉学会, 1984 年 10 月

月

- ・「社会福祉の公的責任と生活再生の方向」『賃金と社会保障』第904号，労働旬報社，1984年12月
- ・「社会福祉を解体する『制度改革』論」『保育情報』第104号，保育研究所，1985年11月
- ・「社会福祉の情勢と実践の原則的把握」『福祉研究』第54号，1986年
- ・「『福祉切り捨て』政策と社会福祉研究の課題」『賃金と社会保障』第945号，労働旬報社，1986年9月
- ・「戦後日本におけるイギリス救貧法研究(2)」『社会事業史研究』第15号，社会事業史研究会，1987年10月
- ・「社会福祉の展望に関する一視点」『福祉研究』第56・7号，1988年
- ・「History and Present Situation of Japanese Social Welfare--In Comparison with that of UK」『日本福祉大学研究紀要』第75号，1988年3月
- ・「Unemployment and Its Impact on Social Work in Japan」『日本福祉大学研究紀要』第77号，1988年9月
- ・「Some Problems of the Social Welfare System in Japan」『日本福祉大学研究紀要』第79号第2分冊，1989年3月
- ・「欧米における社会福祉政策の動向」『総合社会福祉研究』第2号，総合社会福祉研究所，1990年8月
- ・「最近の欧米社会福祉事情と地域福祉」『福祉研究』第61号，1990年
- ・「失業地帯と高齢化問題」『日本福祉大学社会科学研究所年報』第4号第2分冊，1990年12月
- ・「Specific Feature of the Values of Welfare in Japan--Forcussin on the Family-centred Way of Thinking」『日本福祉大学研究紀要』第84号第1分冊，1990年12月
- ・「協同を基礎とする福祉」『生活協同組合研究』生活共同組合研究所，1992年3月号
- ・「今こそ問われる福祉」『部落』44(1)，1992年
- ・「戦後日本におけるイギリス救貧法研究(3)」『社会事業史研究』第20号，社会事業史研究会，1992年10月
- ・「『高齢化社会』と福祉の貧困——日本資本主義の貧しさを問う」『経済』第333号，新日本出版社，1993年1月
- ・「Welfare State and Social Welfare in the History of Japan」『日本福祉大学研究紀要』第90号第1分冊，1994年1月
- ・「日本及びスウェーデンにおける仕事・リハビリテーション・福祉」『労働総研クォーターリー』第26号，1997年
- ・「伊勢湾台風と社会福祉」『社会事業史研究』第25号，1997年10月
- ・「社会福祉の総括と展望——21世紀の福祉をどう創るか」『総合社会福祉研究』第18号，

2001年3月

- ・「福祉国家論と日本の課題」『総合社会福祉研究』20号, 2002年3月
- ・「社会福祉歴史研究の意義(最終講義)」『福祉研究』第92号, 2003年3月

#### 4. 学術論文 - 2 (書籍所収のもの)

- ・「諸外国の歴史的諸制度 2 イギリス = 救貧法」『講座 社会保障 (第3巻)』至誠堂, 1959年
- ・「英国救貧法と失業救済 —— 新救貧法における『労働能力者対策』の展開」『社会保障と社会事業』医歯薬出版, 1960年
- ・「欧米社会事業史」「災害救助」日本社会事業研究会編『社会福祉事業概説』ミネルヴァ書房, 1964年
- ・「社会事業と歴史」「社会事業の歴史研究方法」「欧米社会事業史の諸研究」「欧米社会事業史」『社会事業の歴史』誠信書房, 1964年
- ・「欧米における施設養護の発達」『施設養護論』ミネルヴァ書房, 1967年
- ・「社会福祉の歴史的展開」『社会福祉論』有斐閣, 1968年
- ・「国民生活における自助の限界」『現代の社会保障』法律文化社, 1968年
- ・「欧米における児童福祉の発達」飯島篤信, 重田定正, 辻村泰男, 守屋光雄編著『児童学ハンドブック』朝倉書房, 1973年
- ・「欧米社会福祉の史的展開」浦辺史, 岡村重夫, 木村武夫, 孝橋正一編著『社会福祉要論』1975年
- ・「社会福祉の歴史的展開」「社会福祉の分野と関連制度」『社会福祉論(新版)』有斐閣, 1975年
- ・「救貧法における児童政策」一番ヶ瀬康子編著『児童問題講座』第1巻, 1976年
- ・「社会福祉の歴史的 성격」「社会福祉の分野とその再編成」小川利夫・高野史郎共編著『社会福祉学を学ぶ』有斐閣, 1976年
- ・「現代社会福祉論研究の課題 —— 孝橋理論の問題点にかかわらせて」『戦後社会福祉の展開』ドメス出版, 1976年
- ・「欧米社会福祉の展開」『社会福祉教室』有斐閣, 1976年
- ・「資本主義の成立と福祉」「産業資本主義期の福祉」「独占資本主義期の福祉の史的展開」『現代の福祉』有斐閣, 1977年
- ・「社会福祉の歴史と現代」日本福祉大学社会科学研究所編『社会福祉の明日を』ミネルヴァ書房, 1979年
- ・「福祉行政と住民自治」東海自治体問題研究所編『名古屋市政の現実と可能性』1980年
- ・「福祉と教育の地方自治」『現代地方自治の基本問題』東海自治体問題研究所, 1981年
- ・「イギリスにおける社会福祉の展開」一番ヶ瀬康子共編著『講座社会福祉』第2巻, 1981年
- ・「戦後日本資本主義と福祉の構造」池上惇共編著『講座今日の日本資本主義9』大月書店,

1982年(三富紀敬氏と共同執筆)

- ・「社会福祉の歴史的視点——『福祉国家』型福祉の意義」『社会福祉の課題と展望』川島書店、1982年
- ・「臨調行革と社会福祉」『日本の養護』1983年
- ・「労働者階級と社会福祉」『現代の福祉改革と労働問題』啓文社、1983年
- ・「社会保障の危機と社会保障憲章」『人権としての社会保障原則』ミネルヴァ書房、1985年
- ・「欧米社会福祉の歴史」「社会福祉の課題と将来」『現代の社会福祉』エディケーション、1995年
- ・「20世紀社会福祉の歴史的展開」「イギリス社会福祉の位置と意義」田端光美・右田紀久恵編著『世界の社会福祉——イギリス』旬報社、1999年
- ・「新自由主義がめざす福祉国家像」相野谷安孝・小川政亮・垣内国光・河合克義・真田 是編『2000年 日本の福祉——論点と課題』大月書店、1999年
- ・「社会福祉から見た福祉国家」『「福祉国家」の射程』ミネルヴァ書房、2002年

#### 5. 学会発表

- ・「1909年王立委員会報告の評価について」日本社会福祉学会第5回大会、1957年
- ・「戦後日本における救貧法研究史」日本社会福祉学会関東部会、1958年
- ・「救貧法委員会と戸外救済」日本社会福祉学会第6回大会、1958年
- ・「伊勢湾台風被害対策における低所得対策の実態と問題点」日本社会福祉学会第7回大会、1959年
- ・「18世紀博愛事業の性格について」日本社会福祉学会第10回大会、1962年
- ・「19世紀英国救貧法収容児童処遇の展開」日本社会福祉学会第13回大会、1965年
- ・「民間社会事業の諸問題」日本社会福祉学会第14回大会、1966年
- ・「新経済社会発展計画における社会保障・社会福祉」第2回地域自治体問題研究者集会、1972年
- ・「70年代における社会福祉政策」日本社会政策学会第53回研究大会、1972年
- ・「戦後日本におけるイギリス救貧法研究」第1回社会事業史研究会、1973年
- ・「現代の社会福祉と労働者階級」日本社会政策学会第61回研究大会、1980年
- ・「福祉における歴史と現代」民主主義科学者協会法律部会学術総会、1982年
- ・「制度改革と社会福祉論」日本社会福祉学会中部部会、1987年
- ・「戦後日本におけるイギリス救貧法研究(2)」第15回社会事業史研究会、1987年
- ・「Unemployment and Its impact on Social Work in Japan」in International Social Workers Conference at Stockholm, 1988
- ・「欧米での研究出張から帰って」日本社会福祉学会中部部会、1990年
- ・「Specific Feature of the Values of Welfare in Japan: Forcussing on the Family-centered

Way of Thinking in The Sixth Biennial International Conference at San Jose, Costa Rica of Inter University Consortium for International Social Development, 1990

- ・「戦後日本におけるイギリス救貧法研究 (3)」第 20 回社会事業史研究会, 1992 年
- ・「Specific Feature of Development of Social Welfare in Japan in comparison with that of Western European Countries」 in The Second International Conference of the VAWE Project at Åbo Akademi University, Finland, 1992
- ・「Welfare State and Social Welfare in the History of Japan」 in The Third International Conference of the VAWE Project at Patzcuaro, Mexico, 1993

## 6. 調査報告

- ・「生活保護適用者にみる健康保健実態調査」『日本福祉大学研究紀要』第 11 号, 1967 年 3 月
- ・「問題の性格と対策の基本」『高齢化社会での老人福祉と生きがい——老盛期高齢者の参加に関する研究』財団法人岐阜県シンクタンク, 1979 年 3 月, 小栗昭一, 三富紀敬, 山際耕兄氏と.
- ・「21 世紀の福祉を目指して——高齢者保健福祉基礎調査に関連して」『長岡市高齢者福祉実態調査』長岡市, 1993 年 3 月, 野口定久, 木戸利秋, 大田恵子, 斉藤篤氏と.

## 7. インタビュー

- ・「大先輩からの助言 (第一回) 浦辺 史先生」『社会事業史研究』第 28 号, 2000 年 10 月, 宍戸健夫, 池本美和子氏と.
- ・「大先輩からの助言 (第二回) 重田真一先生」『社会事業史研究』第 29 号, 2001 年 10 月, 永田幹夫, 遠藤興一, 西崎緑, 池本美和子氏と.
- ・「大先輩からの助言 (第三回) 小川政亮先生」『社会事業史研究』第 30 号, 2002 年 10 月, 大山博, 笛木俊一, 小倉小夜, 井上英夫, 山本敏幸氏と.

## 8. 辞典編集・執筆

- ・『社会福祉事業辞典 (増補版)』ミネルヴァ書房, 1966 年 4 月 (外国・国際社会事業, 外国社会事業史を担当) 一番ヶ瀬康子, 浦辺史, 大塚達夫, 小川政亮, 小倉襄二, 木村武夫, 孝橋正一, 重田信一, 吉田久一, 鷲谷善教氏と共編著.
- ・『社会保障事典』大月書店, 1976 年 4 月 (公的扶助と社会福祉の歴史と動向を担当) 編著: 吉田秀夫, 小川政亮, 公文昭夫, 斉藤定信, 柴田嘉彦 共著者名: 高島進, 他 56 名
- ・『大月社会福祉辞典』大月書店, 2002 年 5 月, 一番ヶ瀬康子, 小川政亮, 真田是, 早川和男氏と監修

9. 翻訳・解題

- ・ S. マルクンド著「スウェーデンにおける社会政策の分解」『総合社会福祉研究』第6号，1993年8月
- ・ ヴィック・ジョージ著「英国のコミュニティ・ケア政策」『賃金と社会保障』No. 1196，労働旬報社，1997年2月
- ・ ヴィック・ジョージ著「ヨーロッパ福祉国家の現在と将来」『日本福祉大学研究紀要』第98号，第1分冊，1998年2月
- ・ アーサー・グールド著『福祉国家はどこへいくのか』ミネルヴァ書房，1997年3月，二文字理明，山根祥雄氏と。
- ・ ヴィック・ジョージ，スチュワート・ミラー共編『福祉と財政』都市文化社，1997年11月  
監訳を担当（木戸利秋，吉村公夫，藤田弘之，青木郁夫，藤原一哉氏と。）
- ・ A. パルグマルク/M. サウルルンド著「お恵みを超えて——スウェーデンにおける連帯と福祉国家の移行」『日本福祉大学社会福祉論集』第105号，2001年

\* 収録した著作類は，原則として2003年7月までに発行された単行本，単行本・雑誌所収論文および翻訳，辞典等に限定している。紙幅の関係で，時論，新聞論文，書評，座談会，随筆，などは割愛した。目録作成にあたっては，高島進教授ご自身から得られた情報を基礎にして，分類し作成したが，なお完全を期しているとはいえない。誤りや誤植等を見つけたらご指摘を願いたい。なお，目録作成にあたって，金子充氏（立正大学社会福祉学部専任講師）から示唆を得た。ここに記して感謝したい。